TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

追加型証券投資信託「スマート・コントロール・オープン (分配コース/成長コース)」 信託終了(繰上償還)決定のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は追加型証券投資信託「スマート・コントロール・オープン (分配コース/成長コース)」の繰上償還に関するご案内を行い、平成 28 年 11 月 22 日現在の受益者の皆様を対象に、法令および信託約款の定めに基づき、平成 28 年 12 月 7 日に書面決議を行いました。

その結果、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成がありましたので、当初の予定通り平成29年1月19日に信託終了(繰上償還)することとなりましたのでお知らせいたします。

今後とも弊社および弊社ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

スマート・コントロール・オープン (分配コース/成長コース)

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

投資信託説明書 (請求目論見書)

(2016年12月20日)

TORANOTEC 投信投資顧問

この目論見書により行う「スマート・コントロール・オープン(分配コース/成長コース)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年6月16日にその効力が生じております。また、同法7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年11月21日、平成28年12月14日及び平成28年12月19日に関東財務局に提出しております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

投資信託説明書 (請求目論見書)

一目次一

表紙 ·	\cdots
第一部	【証券情報】2
第二部	【ファンド情報】5
第1	【ファンドの状況】5
1	【ファンドの性格】5
2	【投資方針】19
3	【投資リスク】31
4	【手数料等及び税金】35
5	【運用状況】40
第2	【管理及び運営】49
1	【申込(販売)手続等】49
2	【換金(解約)手続等】50
3	【資産管理等の概要】52
4	【受益者の権利等】 56
第3	【ファンドの経理状況】57
1	【財務諸表】59
2	【ファンドの現況】80
第4	【内国投資信託受益証券事務の概要】81
第三部	【委託会社等の情報】82
第1	【委託会社等の概況】82
1	【委託会社等の概況】82
2	【事業の内容及び営業の概況】84
3	【委託会社等の経理状況】85
4	【利害関係人との取引制限】105
5	【その他】105
スマー	ト・コントロール・オープン(分配コース)約款106
スマー	ト・コントロール・オープン (成長コース) 約款 120
親投資	言託スマート・コントロール・オープン・マザーファンド 134

【表紙】

 【提出日】
 平成 28 年 12 月 19 日提出

【発行者名】 TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小山 卓也

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号

茅場町タワー

【届出の対象とした募集内国 スマート・コントロール・オープン (分配コース) 投資信託受益証券に係るフ スマート・コントロール・オープン (成長コース)

【届出の対象とした募集内国

アンドの名称】

スマート・コントロール・オープン(分配コース)

投資信託受益証券の金額】 継続申込期間(平成28年6月16日から平成29年6月15日まで)

1,000 億円を上限とします。

スマート・コントロール・オープン(成長コース)

継続申込期間 (平成 28 年 6 月 16 日から平成 29 年 6 月 15 日まで)

1,000億円を上限とします。

*なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出

することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

スマート・コントロール・オープン(分配コース)

スマート・コントロール・オープン (成長コース)

(以上を総称して、または個別に「当ファンド」ということがあります。また、スマート・コントロール・オープン (分配コース)を「分配コース」、スマート・コントロール・オープン (成長コース)を「成長コース」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

継続申込期間(平成28年6月16日から平成29年6月15日まで)

スマート・コントロール・オープン(分配コース)1,000億円を上限とします。

スマート・コントロール・オープン(成長コース)1,000億円を上限とします。

※平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還)が決定したため、継続申込期間は平成29年1月11日までとなります。

(4)【発行(売出)価格】

継続申込期間 (平成28年6月16日から平成29年6月15日まで)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※です。

なお、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所 定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

- ※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
- ※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。
- ※平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還)が決定したため、継続申込期間は平成29年1月11日までとなります。

当ファンドの基準価額については販売会社または下記にお問合わせください。

≪委託会社照会先≫

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

■ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-3523-8118 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

■ インターネットホームページ

http://www.toranotecasset.com/

(5)【申込手数料】

①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)を上限として 販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

*詳しくは販売会社にお問合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)とします。

ただし、「分配金再投資コース」(以下に定義します。)を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

※申込単位の詳細につきましては、販売会社までお問合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間(平成28年6月16日から平成29年6月15日まで)

※なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還)が決定したため、継続申込期間は平成29年1月11日までとなります。

(8)【申込取扱場所】

申込みの取扱場所(販売会社)については、委託会社照会先にお問合わせください。

※販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの 取次ぎを行う場合があります。

(9)【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

継続申込期間中に、投資者から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託 会社照会先までお問合わせください。

※販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの 取次ぎを行う場合があります。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください(原則として、取得申込後のコース変更はできません。)。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、取得申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

③申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかの条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には、取得および換金の申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ロンドン証券取引所休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日
- ・香港の銀行休業日

今後、投資対象の拡大に応じて、委託会社が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、休業日を追加または変更することができます。

※申込不可日については、販売会社までお問合わせください。

④振替受益権について

(参考)

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

◆ 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

産にも投資を行うことがあります。

①ファンドの目的

当ファンドは、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、 指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、 債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。 また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信	インデックス型 特殊型
追加型	内外	その他資産 () 資産複合	(絶対収益追求型)

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株		グローを 日 北 欧 ア オ 中 ア ア 中 中 ア 中 中 ・ ・ ン グ ・ <td< td=""><td>ファミリーファント</td><td>あり (適時ヘッジ)</td><td>ブル・ベア型 条件付運用型 絶対収益追求型 その ()</td></td<>	ファミリーファント	あり (適時ヘッジ)	ブル・ベア型 条件付運用型 絶対収益追求型 その ()

- *当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。
- **属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券、その他 資産(デリバティブ、為替予約取引、商品先物等)等を投資対象とします。このため組入れている資 産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産と が異なります。

<商品分類表定義>

平成22年7月1日現在

- ■追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいう。
- ■内外…目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的 に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ■資産複合…目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」、および「その他資産」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。
- ■特殊型(絶対収益追求型)…目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

<属性区分類表定義>

- ■その他資産(投資信託証券)・・・・目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」、「不動産投信」、および「その他資産」のうち複数
- ■資産複合(株式、債券、その他資産(デリバティブ、為替予約取引、商品先物等))資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ■年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ■グローバル(日本を含む)・・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ■ファミリーファンド・・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ■為替ヘッジあり(適時ヘッジ)・・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は 一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをい う。恒常的にヘッジを行うものではありません。
- ■絶対収益追求型…目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の 追求をめざす旨の記載があるものをいいます。
- ※上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでも ご覧いただけます。
 - 《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》http://www.toushin.or.jp/

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を 行うことがあります。

ファンドの特色



世界各国の様々な資産を投資対象とします。



投資環境に応じて、ポジションの増減やレバレッジの活用を 行い、絶対収益の獲得を目指します。



グローバル・マクロ分析等により、各市場や個別銘柄のトレンドを予測し、リスクコントロールを行いつつ、ポートフォリオを運営します。

絶対収益について

「絶対収益の獲得を目指す」とは、

「市場動向に関わらず、投資元本を増やすことを目標とする」という意味です。

- ・投資信託は、特定のベンチマークや参考とする指標に対する超過収益を追及して運用を行うことが一般的です。このような運用は「(市場動向によって変動するベンチマークや参考指標のパフォーマンスに対して)相対的な超過収益の獲得を目指す」ものですので、ファンドの収益は、投資対象とする市場のパフォーマンスに概ね追随することが一般的です。
- ・それに対して、投資対象とする市場のパフォーマンスに関わらずに投資収益を獲得することを目標とする運用のことを、絶対収益を追求する運用と呼びます。
- ※ファンドは絶対収益の獲得を目指しますが、絶対に収益を得ることができるという意味ではなく、投資状況や 運用状況等によっては投資元本を割り込むことがあります。

◆運用責任者のご紹介とファンド運営

運用責任者の清水孝則が運用計画*を策定し、当該運用計画に基づくポートフォリオの管理や運用の指図等を行います。運用部は、清水孝則が策定した運用計画に基づき、ポートフォリオの一部運用指図等の運用サポート等を行います。

※運用計画は、投資政策委員会において審議・決定され、コンプライアンス委員会によって承認されます。

運用部

運用責任者 清水 孝則

国内大手証券会社での公社債ボンドトレーダー、為替チーフトレーダー、中近東政府の公式顧問(投資アドバイザー)、投資ー任勘定運用、グローバル・マクロのヘッジファンド運用、国内大手アセットマネジメント会社および国内独立系運用会社において国内籍公募投資信託等の運用など、長年の運用経験を活かし投資判断を行います。

*運用計画の策定、ポートフォリオの管理、運用の指図等を行います。



ファンドマネージャー複数名により、ポートフォリオの一部運用指図等の 運用サポート等を行います。

上記は2016年10月末日現在。今後変更されることがあります。

◆ファンドの仕組み

ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。



- ※「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド(ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- *ファンドは、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を行うことがあります。



主要投資

対象

投資環境

により

投資

世界各国の様々な資産を投資対象とします。

◆ファンドは、マザーファンドを通じて、以下の様々な資産を投資対象としています。

株式等

世界各国の金融商品取引所に上場される

- ·株式(ADR を含む)
- ·ETF, ETN, REIT

債券

- ·先進国公社債
- ·新興国公社債

デリバティブ取引

世界各国の金融商品取引所に上場される

- ·有価証券先物取引
- ·有価証券指数先物取引
- ・有価証券オプション取引

受益証券

·投資信託受益証券

·外国投資信託受益証券

為替·金利

為替、金利等の

- ・金融先物取引、オプション取引、 スワップ取引
- ·為替予約取引、NDF

コモディティ(商品)

・商品先物取引、オプション取引

- ◆投資環境によっては、少数の投資対象資産や銘柄等に集中投資を行うことがあります。また、主要投資対象資産であっても、投資比率がゼロとなることがあります。
- ◆為替予約取引等の為替取引は、主に為替ヘッジを目的として、投資環境に応じて適時行います。また、為 替差益の獲得を目的とした取引を行うこともあります。
- ◆投資環境によっては、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。

(ご参考)

- (1) ADR(American Depositary Receipt)とは、米国以外の国の企業の株式(以下「原株式」といいます。)を米国で流通させることなどを目的として原株式を裏付けとして発行される米ドル建ての預託証書です。ADR の裏付けとなる原株式は、その発行企業の本国で保管(預託)され、預託銀行等が原株式を基に、ADR の発行を行います。 ADR は、米国証券取引委員会に米国内有価証券として登録されることにより、米国の主要取引所で株式と同様に売買・決済・保管されます。
- (2)NDF(Non-Deliverable Forward)とは、直物為替先渡取引といい、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

特色 **2** 投資環境に応じて、ポジションの増減やレバレッジの活用を行い、絶対 収益の獲得を目指します。

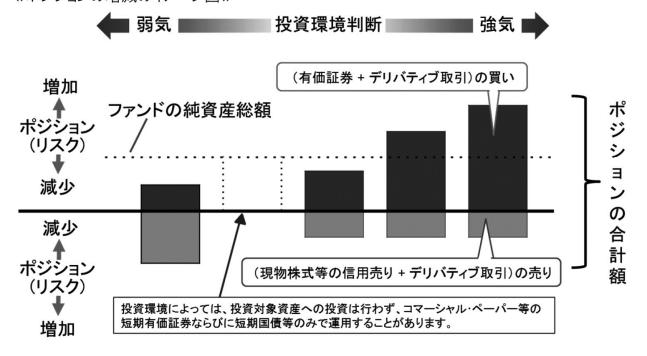
(1)ポジションの増減

- ◆投資環境に応じて、ポジションを増減させます。例えば、
- ①投資環境が良好と判断した場合(強気)は、より多くの収益の獲得を狙い、ポジションを増やして運用を行います。
- ②投資環境が良くないと判断した場合(弱気)は、リスクを抑制するために、ポジションを減らしたり、デリバティブ取引等によるヘッジを行います。
- * デリバティブ取引等によりヘッジを行った場合、買いと売りを合計したポジションは増加します。

(2)レバレッジの活用

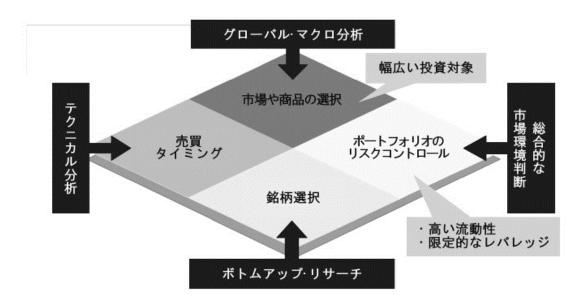
- ◆デリバティブ取引等を利用してレバレッジを掛けることがあります。その場合には、ポジションの合計額がファンドの純資産総額を超えることがあります。ただし、**買いと売りを合わせた**ポジションの合計額は、純資産総額の300%(レバレッジ3倍)以内とします。
- *株式・債券・受益証券等と先物・オプション・為替予約・商品等のデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合は、 ポジション設定時点において、**買いと売りの合計で純資産総額の300%(レバレッジ3倍)以内**とします(純資産総額を 超えることがあります)。
 - ※ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるものはこの計算から 除きます。

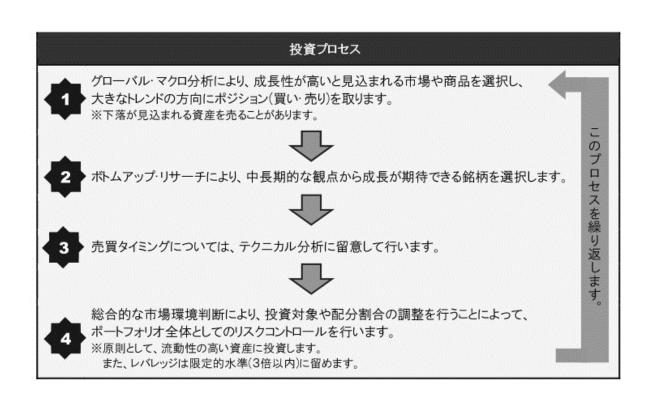
≪ポジションの増減のイメージ図≫



※上図は、ポジション増減のイメージをご理解いただくことを目的としたものであり、実際の運用とは異なります。

グローバル・マクロ分析等により、各市場や個別銘柄のトレンドを予測し、 リスクコントロールを行いつつ、ポートフォリオを運営します。





ファンド名について

「スマート・コントロール」とは、ポジションおよびリスクをスマートに(賢く)コントロール することを表しています。

※ファンドが投資する有価証券の発行会社をコントロール(支配)するという意味ではありません。

(ご参考)

≪グローバル・マクロ分析≫

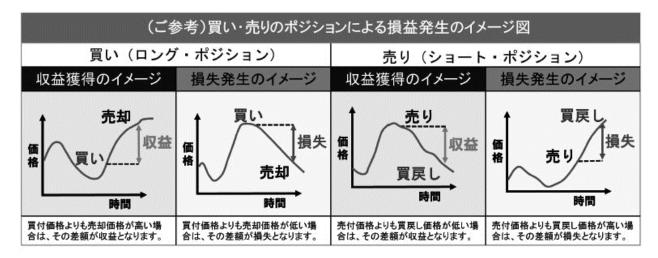
世界各国の景気・財政・金融・政治・市場環境などを分析することをいいます。

≪ボトムアップ・リサーチ≫

投資銘柄を決定する際、個別企業の調査分析を行うことをいいます。

≪テクニカル分析≫

チャートや市場での取引高の統計などを用いて、価格変動や売買のタイミングなどを予測することをいいます。



※上図はイメージ図であり、ファンドの運用成果等について示唆、保証するものではありません。

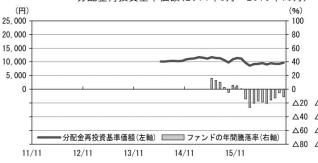
資金動向や市場動向等によっては、特色1、特色2、特色3のような運用ができない場合があります。

(ご参考情報)

分配コース

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

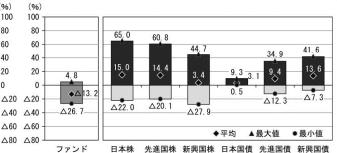
年間騰落率(2015年5月~2016年10月) 分配金再投資基準価額(2014年5月~2016年10月)



- ※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の ※上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的 騰落率を表示したものです。
- なして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がありま す。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資し たものとみなして計算しており、実際の基準価額と異 なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンド(2015年5月~2016年10月) 代表的な資産クラス(2011年11月~2016年10月)



- に比較できるように作成したものです。
- ※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみ ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 - ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰 落率の平均・最大・最小について表示したものです。
 - ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したも のとみなして計算した年間騰落率が掲載されており、実際 の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合が あります。
 - ※上記グラフにおいて、ファンドと代表的な資産クラスのデー タの期間が異なりますので、ご留意ください。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率

(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	△13.2	15.0	14.4	3.4	3.1	9.4	13.6
最大値	4.8	65.0	60.8	44.7	9.3	34.9	41.6
最小値	△26.7	△22.0	△20.1	△27.9	0.5	△12.3	△7.3

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

[出所: QuickまたはBloombergのデータを基にTORANOTEC投信投資顧問作成]

各資産クラスの指数(詳細は後述12頁をご参照ください。)

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)		
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス(円ベース)		
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス(円ベース)		
日本国債	NOMURA-BPI 国債		
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)		
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス(円ベース)		

(ご参考情報)

成長コース

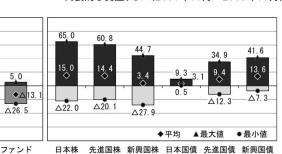
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

年間騰落率(2015年5月~2016年10月) 分配金再投資基準価額(2014年5月~2016年10月)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンド(2015年5月~2016年10月) 代表的な資産クラス(2011年11月~2016年10月)



- 騰落率を表示したものです。
- ※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみ ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。 なして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰 基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がありま す。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資し たものとみなして計算しており、実際の基準価額と異 なる場合があります。
- ています。)

- ※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の ※上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的 に比較できるように作成したものです。

 - 落率の平均・最大・最小について表示したものです。
 - ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したも のとみなして計算した年間騰落率が掲載されており、実際 の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合が あります。
- (成長コースは、分配実績が無いため基準価額で計算し ※上記グラフにおいて、ファンドと代表的な資産クラスのデー タの期間が異なりますので、ご留意ください。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率

(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	△13.1	15.0	14.4	3.4	3.1	9.4	13.6
最大値	5.0	65.0	60.8	44.7	9.3	34.9	41.6
最小値	△26.5	△22.0	△20.1	△27.9	0.5	△12.3	△7.3

100

80

60

40

20

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

[出所: QuickまたはBloombergのデータを基にTORANOTEC投信投資顧問作成]

各資産クラスの指数(詳細は後述12頁をご参照ください。)

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)		
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス(円ベース)		
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス(円ベース)		
日本国債	NOMURA-BPI 国債		
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)		
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス(円ベース)		

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
	東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス(円ベース)
	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス(円ベース)
	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債
	NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
	シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス(円ベース)
	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

④信託金の限度額

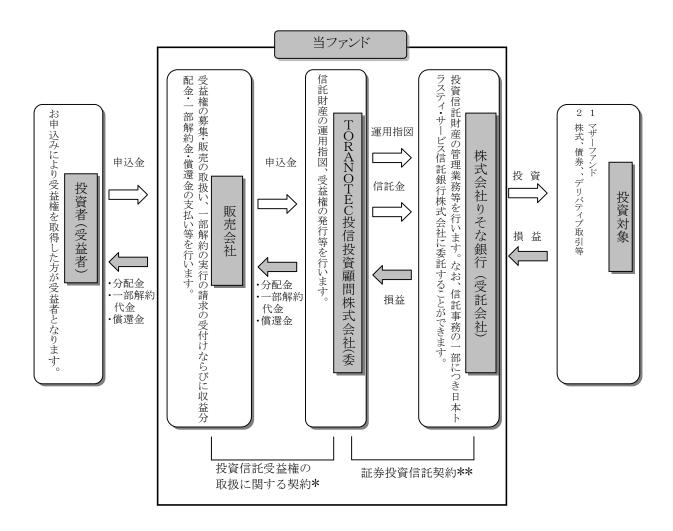
受益権の信託金限度額は、成長コース、分配コースそれぞれ 1,000 億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 26 年 5 月 13 日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始 平成 29 年 1 月 19 日 繰上償還 (予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



* 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

** 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・ 管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

②委託会社の概況 (平成28年12月20日現在)

・資本金の額

現在の資本金の額 5億9,430万円

・委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立

平成10年9月 投資顧問業の登録

平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得

平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更

平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得

平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

平成28年12月 商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
TORANOTEC 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー27階	23, 372 株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産 にも投資を行うことがあります。

②運用の方法

[1] 主要投資対象

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を図る ことを目指して運用を行います。

マザーファンドの具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式(米国預託証券(ADR (注 1) を含みます。以下同じ。)、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引(以下「NDF (注2)」といいます。)、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利 (注3) 等(以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて「デリバティブ取引」といいます。)にも投資を行うことがあります。

また、当ファンドは、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を行うことがあります。

(注1) ADR (American Depositary Receipt) とは、米国以外の国の企業の株式(以下「原株式」といいます。)を米国で流通させることなどを目的として原株式を裏付けとして発行される米ドル建ての預託証書です。ADR の裏付けとなる原株式は、その発行企業の本国で保管(預託)され、預託銀行等が原株式を基に、ADR の発行を行います。

ADR は、米国証券取引委員会に米国内有価証券として登録されることにより、米国の主要取引所で株式と同様に売買・決済・保管されます。

- (注 2) NDF (Non-Deliverable Forward) とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- (注3)商品投資取引に係る権利とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち、同号イに定める取引に係る権利をいいます。

[2] 投資態度

- ① マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 当ファンドは、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- ④ 当ファンドの実質的な資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。
- ⑤ 当ファンドは、マザーファンドを通じて株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・

ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合 (注1) は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の 300% (レバレッジ 3 倍以内) とします (純資産総額を超えることがあります)。

(注1)合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。 (コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされる ものは、この計算から除きます。)

- ⑥ 当ファンドの実質的なポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に 勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の銘 柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債 券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といい ます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散す るとは限りません。
- ⑦ 当ファンドの実質的な組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを回避する目的で為替へッジを行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の獲得を目的として為替予約取引、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF(以下、「為替取引」といいます。)等を行うことがあります。
- ⑧ 当ファンドのマザーファンドを通じた為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑨ 当ファンドの信用取引による実質投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。
- ⑩ 投資環境によってファンドは、マザーファンドを通じてコマーシャル・ペーパー等の短期有価 証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。
- ① 当ファンドは、マザーファンドを通じて信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券(マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)なものを除き、投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

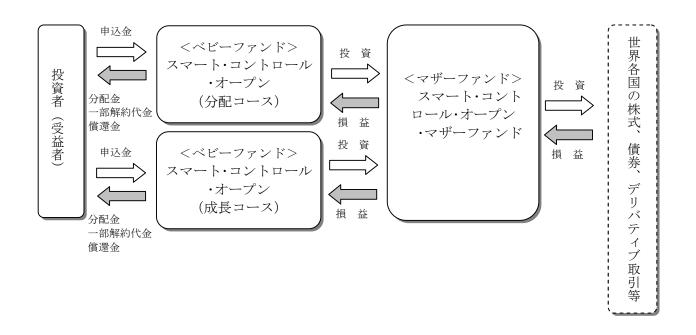
[3] 運用の形態

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド (当ファンド) としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド(スマート・コントロール・オープン・マザーファンド) 受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

当ファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券 先物取引等の有価証券先物取引等に直接投資する場合があります。

また、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも直接投資する場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド受益証券へ投資することがあります。



(参考) マザーファンドの概要

1. 基本方針

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

また、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

2. 運用の方法

(1) 投資対象

マザーファンドは、主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。) 株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下同じ。)、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資 法人の投資証券を含みます。)および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取 引、為替予約取引、直物為替先渡取引(以下「NDF」といいます。)、国内外の代表的な商品取引所 に上場されている商品投資取引に係る権利等(以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて 「デリバティブ取引」といいます。)にも投資を行うことがあります。

(2) 投資態度

- ①主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価 証券先物取引等に投資を行い、積極的に信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを 基本とします。
- ②資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。
- ③株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合 (注1) は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の 300% (レバレッジ 3 倍以内)とします (純資産総額を超えることがあります)。
 - (注 1) 合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。 (コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるもの は、この計算から除きます。)
- ④ポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。
- ⑤組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを回避する目的で為替へッジを 行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の獲得を目的として為替予約取引あ るいは、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF(以下、「為替取引」といい ます。)を行うことがあります。
- ⑥為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑦ポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。
- ⑧信用取引による投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。
- ⑨投資環境によっては、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。
- ⑩信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および 外国投資信託の受益証券(取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)なものを除き、 投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①投資信託証券および外国投資信託の受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下と します。

- ②デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。
- ⑤コモディティ(商品)の現物投資は行いません。
- ⑥同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- [1] 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券(金融商品取引法第2条1項および同2項に定めるものをいいます。)
 - b. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、 約款第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 32 条に定めるものに限ります。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形 (a. に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - e. 商品投資取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に 規定するものをいい同号イに定める取引(以下「商品投資取引」といいます。)に係る 権利であり、かつ商品市場(商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品 取引所)をいいます。)が開設する市場(商品先物取引法第2条第9項に規定する商品 市場)をいいます。以下同じ。)または外国商品市場(商品先物取引法第2条第12項に 規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。)にお いて行う取引に係る権利に限ります。)
- [2] 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

- [1] 委託会社は、信託金を、主として TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を委託会社とし、りそな銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - a. 株券または新株引受権証書
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - f. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第

- 6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 1. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定める ものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- w. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- x. 外国の者の発行する証券または証書で、w.の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券または証書(1. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを含みます。)を以下「株式」といい、b. から f. までの証券(1. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものならびに n. の投資法人債券を含みます。)を以下「公社債」といい、m. および n. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- [2] 委託会社は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - a. 預金
 - b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- [3] 上記②[1] の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②[2] a. から f.

までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

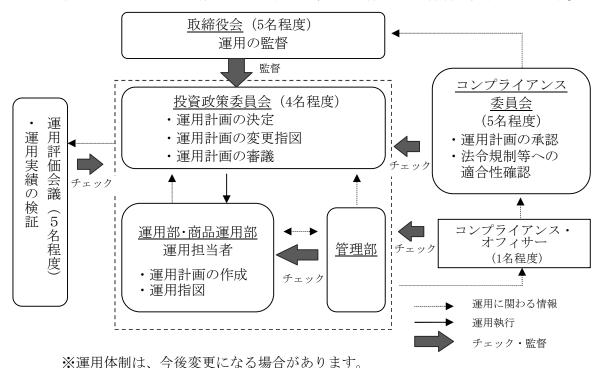
③その他の投資対象

- 〔1〕 先物取引等
- [2] スワップ取引
- [3] 金利先渡取引および為替先渡取引
- [4] 直物為替先渡取引

(3)【運用体制】

①当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



②運用の流れ

[1] 運用計画策定

a. 投資銘柄の決定

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、世界各国の株式、債券および、デリバティブ取引を活用し通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産に投資を行います。投資対象とする資産の配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し投資を行います。

b. 運用計画の決定プロセス

運用計画は、委託者の運用担当者が、部内における市場環境についての討議等を経て様々な情報を得て起案し、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款及び社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委

託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕運用指図

投資政策委員会で決定し、コンプライアンス委員会で承認された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

[3] リスク管理および運用成果のチェック

委託者の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託者の管理部において日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用実績のチェックは投資政策委員会および運用評価会議において定期的に行ないます。

③運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示する ほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を 図っています。

(4)【分配方針】

<スマート・コントロール・オープン (分配コース) >

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- [1] 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- [2] 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- [3] 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- ※収益分配前の基準価額が10,000円(1万口当り)を超えている場合に、原則として、その超えている部分から分配を行う方針です。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、収益 分配前の基準価額が10,000円(1万口当り)を超えている部分を全額分配するとは限りません。
- ※配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<スマート・コントロール・オープン (成長コース) >

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- [1] 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- [2] 分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- [3] 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。 ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ※配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆分配金のお支払い

当ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆ファンドの決算日

毎年3月15日および9月15日 (休業日の場合は翌営業日) を決算日とします。 ※初回決算日は平成26年9月16日となります。

(5)【投資制限】

- ◆信託約款で定める投資制限
 - ①投資信託証券および外国投資信託の受益証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤コモディティ(商品)の現物投資は行いません。
 - ⑥同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (7)商品投資取引に係る権利の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、商品投資取引に係る権利であり、かつ商品市場が開設する市場または外国商品市場において行う取引に係る権利に限ります。)を行うことの指図をすることができます。

⑧信用取引の指図範囲

- [1] 委託会社は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- [2] [1] の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産 に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 が取得時において信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- [3] [2] において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建 玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[4] 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

⑨先物取引等の運用指図

- [1] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- [2] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- [3] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図

- [1] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- [2] スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- [3] スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- [4] 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、デリバティブ取引等に係る投資制限担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- [1] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- [2] 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な ものについてはこの限りではありません。
- [3] 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- [4]委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

(型デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な 方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3)有価証券の貸付けの指図および範囲

[1] 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債

を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式 の時価合計額を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- [2] [1] a. から c. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- [3]委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

個公社債の空売りの指図および範囲

- [1] 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- [2] [1] の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- [3] 信託財産の一部解約等の事由により、[2] の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑤公社債の借入れの指図および範囲

- [1] 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- [2] [1] の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- [3] 信託財産の一部解約等の事由により、[2] の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- [4] [1] の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- [1] 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、取得時において信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- [2] 限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する 為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑱直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- [1] 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- [2] 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- [3] 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。
- [4] 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

19資金の借入れ

- [1] 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- [2] 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- [3] 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- [4] 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

◆法令等による投資制限

- ①デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者 等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合 において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に かかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用 を行うことをしないものとします。
- ②同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株 式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
 - a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - b. 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《当ファンドのもつリスク》

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じてまたは直接デリバティブ取引を通じた投資を含め、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ(商品)等の値動きのある資産等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。投資者の皆様は、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みください。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

<基準価額の変動要因>

◆主な変動要因◆

①価格変動リスク

当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接デリバティブ取引を通じた投資を含め、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ等に投資を行います。これらの資産は、国内外の政治・経済情勢や需給関係等の影響を受け価格が変動するため、ファンドの基準価額もその影響を受け、下落することがあります。

②デリバティブなどのレバレッジ取引にかかるリスク

レバレッジ取引は、少額の投資資金で多額の取引を行うものであり、大きなリターンが期待できる 半面、リスクも比例して大きくなります。

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、先物取引、オプション取引、為替取引等のデリバティブ取引を積極的に活用し、当ファンドの純資産総額を上回る取引を行うことがあります。このような場合において、「レバレッジが掛かった状態のポジション」と予想していた市場の値動きの方向性または変動幅が異なる結果となった場合、多額の損失を被る場合があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

③投資戦略に係るリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、世界各国における各資産の市場の価格変動を予想したうえで投資を行うため、当ファンドの損益は委託会社の市場見通し(投資シナリオ)の精度に大きく依存します。市場の価格が予想とは逆の方向に変動した場合やファンダメンタルズと無関係に市場が変動する場合(クーデターなど想定外の事象が起きた場合を含みます。)には、損失を被る場合があります。また、デリバティブ取引を活用し、各資産において買いと売りの両建てを行うなど多様なポジションをとることから、投資資産の価格が上昇した場合でも、ファンドの基準価額の上昇率がそれに追随しないこと、あるいは基準価額が下落することがあります。

- ④特定のアセットクラスまたは銘柄に投資が集中するリスク 特定のアセットクラスまたは銘柄に投資が集中し分散投資が行われないことにより、特定のアセットクラスまたは銘柄の価格変動の影響を大きく受ける場合があります。
- ⑤為替変動リスク

当ファンドは為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

⑥ブローカーおよびカウンターパーティーリスク

デリバティブ取引等を行う際、証拠金や有価証券を先物ブローカーや取引相手自身の口座において保管させることがあります。そうした場合において、保管先の先物ブローカーや取引相手が破産などにより債務不履行に陥った場合、取引の中断、一括精算、証拠金の返還の遅延もしくは返済不能、契約の不履行等が起こる可能性があります。このような場合、信託財産の一部または相当の額が失われることがあり、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

⑦運用体制の変更ならびに担当ファンドマネージャーに関するリスク

当ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。また、当ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において担当ファンドマネージャーが交代する場合があります。この場合においてもファンドの運用の基本方針が変更

されることはありませんが、担当ファンドマネージャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替、ポジションの変更等が行われる場合があります。

なお、担当ファンドマネージャーの交代等があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

⑧流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。 当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資を行う有価証券等の市場規模が小さい場合 や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑨信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債等の発行体が 財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うこと ができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想 される場合には、公社債およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落します。ま た、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の 場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受けファンドの基準価額が 下落する可能性があります。

⑩金利変動リスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、残存期間の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

①カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な 状態、または混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下 落するリスクをいい、当ファンドの実質的な投資先となっている国(地域)がこうした状態に陥っ た場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑫ETF への投資に伴うリスク

ETF は、一口当りの純資産価額である基準価額の値動きが、指標等の値動きに連動または、逆の値動きをすることを目指しますが、その運用にあたっては、有価証券の組入コストが生じることなどから、指数等と基準価額の値動きが一致しない場合があります。また、ETFの取引は、指数等と基準価額の水準等を参考になされるものですが、その投資信託証券の市場価格は需給状況によって変動するため、基準価額等と市場価格の値動きが一致しない場合もあります。その場合、当ファンドの基準価額の値動きは当該指標等の推移から想定されるものと乖離する場合があります。

③ETN への投資に伴うリスク

ETN は裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETN の価格が下落する又は無価値となる可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑭REIT への投資に伴うリスク

REIT は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産にかかる法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する REIT の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

15商品投資取引に伴うリスク

商品の需給関係の変化のほか、為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策および戦争・テロの発生等さまざまな要因により変動します。

市場の流動性の低下、投機資金の流入、政府の規制・介入等により、商品先物取引価格が著しく不安定となる場合、商品取引所等が定める値幅制限などの取引規制により取引が成立しない、もしくは不利な価格で取引を行わなければならない場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(6)ファミリーファンド方式による留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

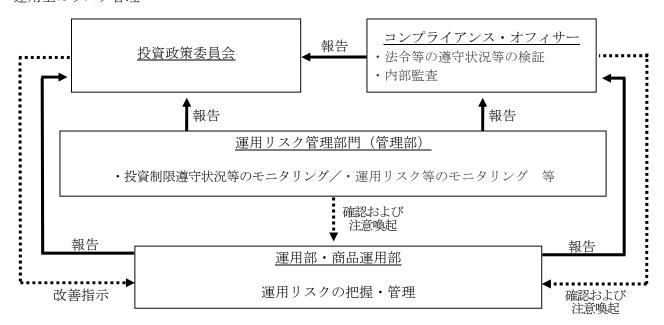
- ①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付・一部解約申込みの受付および買取申込みの受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込みの受付・一部解約申込みの受付および買取申込みの受付についても取り消す場合があります。
- ②市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ③当ファンドは一部解約等により信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。
- ④信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ⑤当ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行う場合があります。従って、当ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり当ファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の 純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運 用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額 は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

- ⑥法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- ⑦コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性 があります。
- ⑧当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

《リスク管理体制》 運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、 管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用 状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- [1] 委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- [2] 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会に報告します。
- [3] 管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、投資政策委員会において報告を行います。
- [4] [3] による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。
- ※上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。
- ②収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

料率上限	役務の内容
3.24%(税抜3.00%) 以内	投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。

(2)【換金(解約)手数料】

①解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

②信託財産留保額

ご解約時に申込日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却費用について受益者間の公平を 期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資 金の一部として信託財産に組入れられます。

(3)【信託報酬等】(信託報酬および成功報酬※)

※当ファンドでは、信託報酬とは別にファンドの成績に応じて成功報酬が信託財産中から支払われます。

①信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.1168%(税抜1.96%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

※信託報酬等に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

支払先	料率 (年率)	役務の内容
委託会社	1.728% (税抜1.6%)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等
販売会社	0.324% (税抜0.3%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	0.0648%(税抜0.06%)	ファンド財産の保管管理、委託会社からの指図の実行等

上記、信託報酬以外に当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接 ETF、ETN、REIT および 投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みま す。)に投資を行った場合は、これらの報酬および費用が発生し、かかる費用(消費税相当額を 含みます。)については間接的にファンドの受益者の負担となります。これらの投資に伴う報酬 および費用の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、保有期間等 に応じて異なりますので、表示することはできません。

②成功報酬

成功報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の10,000 口当りの基準価額(収益分配金および成功報酬控除前。当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000 円とします。)からハイ・ウォーター・マークを控除した差額が正数の場合、当該差額に10.8%(税抜10.0%)の率を乗じて得た額に、当該計算日の受益権総口数を10,000 で除したものを乗じて得た額(以下、「成功報酬

額」といいます。)から前営業日の成功報酬額(前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の成功報酬額を控除した額とします。)を控除した額を計上します。

前項に定めるハイ・ウォーター・マークは、下記に定めるところによります。

- 1. 第1計算期間 10,000 円 (10,000 口当り)
- 2. 第 2 計算期間以降 当該計算期間または信託終了の日より前の各計算期間の末日の基準価額 (10,000 口当り、全ての収益分配金および成功報酬控除前)のうち最も高い価額となった計算期間を特定し、その計算期間の末日の基準価額(10,000 口当り、収益分配金および成功報酬控除後)とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円(10,000 口当り)を下回るときおよび信託終了の日が第1計算期間の末日の前であるときは、10,000円とします。

成功報酬額は、計算期間末日および信託終了の日において、信託財産中から支弁され、委託会社と販売会社が受領します。

支払先	料率	役務の内容
委託会社	8.1%(税抜7.5%)	一定以上の運用成果に対する運用等の対価 ハイ・ウォーター・マーク方式により、決算時
販売会社	2.7%(税抜2.5%)	点毎の基準価額が過去の決算時点における最高 値を更新している場合に委託会社および販売会 社が受領する仕組みになっています。



※収益分配金および成功報酬控除前

(成功報酬の留意点)

毎日公表される基準価額は、成功報酬控除後の価額です。従って、解約される際に解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用およびそれに付随する消費税相当額も負担します。

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 借入有価証券に係る品貸料
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- (7) 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
 - 5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

- 7. 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記、その他の手数料等(④および®に要する費用を除きます。)について、マザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

委託会社は、上記®の諸費用の支払を当ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.108% (税抜 0.1%)を上限(ただし、変更される場合があります。)とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記®の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は、毎計算期末の 翌営業日または信託の終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

*当該「その他の手数料等」の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、 保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額もしく はその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人、法人別の課税について

◆個人の投資家に対する課税

[収益分配金に関する課税]

個人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して 20.315% (所得税 15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税 (配当控除は適用されません。) のいずれかを選択することもできます。

「解約(換金)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税]

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (所得税 15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得との通算が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で、

未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。NISA、ジュニア NISA のご利用には、販売会社で非課税口座を開設 するなど、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率で源泉徴収%が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

②換金 (解約) 時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金 (解約) 時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 ※換金 (解約) 時および償還時の価額から取得額 (申込手数料 (税込) を含む) を控除した利

益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取 りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

③個別元本について

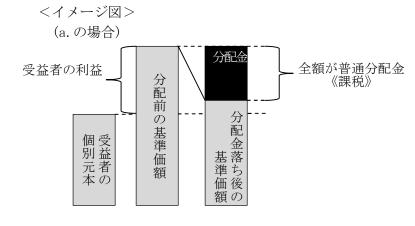
- [1] 追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- [2] 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。(「元本払戻金(特別分配金)」については、「④収益分配金の課税について」をご参照ください。)

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる 「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があり ます。

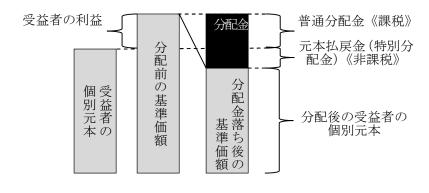
なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b. の場合)

b. 当該収益分配金落ち後の 基準価額が当該受益者の 個別元本を下回っている 場合には、その下回る部分 の額が元本払戻金(特別分 配金)となり、当該収益分 配金から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した 額が普通分配金となりま す。



- ※平成28年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記(5)課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。
- ※※(5)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成28年10月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

<スマート・コントロール・オープン(分配コース)>

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	,		
資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	479, 202, 762	100. 27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	-1, 329, 646	-0.27
合計 (純資産総額)		477, 872, 792	100.00

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	45, 995, 072	100. 23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	-109,001	− 0. 23
合計 (純資産総額)		45, 886, 071	100.00

《ご参考》

「スマート・コントロール・オープン・マザーファンド」

	/ / /		
資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	197, 492, 660	37. 60
林氏	アメリカ	127, 434, 457	24. 26
投資証券	日本	9, 617, 800	1. 83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	190, 659, 654	36. 31
合計 (純資産総額)		525, 204, 571	100.00

「スマート・コントロール・オープン・マザーファンド」その他資産の投資状況

•		/	1-211-	
資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	261, 600, 000	49.81
	売建	アメリカ	132, 842, 939	-25. 29
為替予約	売建	アメリカ	232, 921, 930	-44. 35

⁽注1) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段または 最終相場で評価しています。

(2) 【投資資產】

①【投資有価証券の主要銘柄】

<スマート・コントロール・オープン(分配コース)>

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	スマート・コントロー ル・オープン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券	463, 131, 766	0. 97730 452, 618, 754	1. 03470 479, 202, 438	<u>-</u> -	100. 27

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

⁽注2) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 27
合計	100. 27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	スマート・コントロー ル・オープン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券	44, 452, 568	0. 97730 43, 443, 495	1. 0347 45, 995, 072	_ _	100. 23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 23
合計	100. 23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考) スマート・コントロール・オープン・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄(評価額上位 30 銘柄)

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	・ 丁 文 ML II 1 1 2 2 1 1 1 m					\ 1 I=	T • 1 1)
	銘柄名 地 域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	アマソ゛ン・ト゛ット・コム アメリカ	株式 E コマーフ	424	62, 927 26, 681, 200	85, 201 36, 125, 275	_	6. 88%
2	明治ホールディングス 日本	株式 食料品	2,800	8, 930 25, 004, 000	10, 480 29, 344, 000	_	5. 59%
3	ウォルト・デ゛ィス゛ニー アメリカ	株式 エンターテイメント	2, 352	10, 844 25, 506, 023	10, 300 24, 225, 688		4. 61%
4	ク゛ーク゛ル アメリカ	株式 インターネット	180	82, 339 14, 820, 991	89, 947 16, 190, 408	_	3. 08%
5	プ [°] ライスライン・ケ [*] ループ [°] アメリカ	株式 サービフ	100	145, 499 14, 549, 887	161, 861 16, 186, 150	_	3. 08%
6	キエンス	株式 電気機器	200	60, 250 12, 050, 000	77, 060 15, 412, 000		2. 93%
7	へ゜プ゜シコ アメリカ	株式 食料品	1,300	11, 046 14, 360, 239	11, 751 15, 276, 212	-	2. 91%
8	サントリー食品インター 日本	株式 食料品	3, 200	4, 895 15, 664, 000	4, 595 14, 704, 000	_	2. 80%
9	オラクル アメリカ	株式 情報・通信業	3, 160	4, 247 13, 421, 547	4, 189 13, 237, 738	_	2. 52%
10	村田製作所	株式	900	14, 865	14, 670	_	2. 51%

11			日本		電気機器		13, 378, 933	13, 203, 000	_		
12 17	1.1	JP モルカ゛ンチェース		株式		1 600	6, 488	7, 585	_	0.010/	
12	11		アメリカ		銀行業	1,600	10, 381, 472	12, 135, 716	_	2. 31%	
13	1.0	<i>ダイ</i> フク		株式		C 000	1,815	1,902	_	0. 170/	
13	12		日本		機械	6,000	10, 890, 000	11, 412, 000	_	2.17%	
14	1.0	トヨタ紡織		株式		0.000	1,831	2,642	_	1 510/	
14	13		日本		輸送用機器	3,000	5, 493, 000	7, 926, 000	_	1.51%	
15	1.4	アイシン精機		株式		1 600	4, 440	4, 615	_	1 410/	
15	14		日本		輸送用機器	1,600	7, 104, 000	7, 384, 000	_	1. 41%	
日本 年気機器 1,700 7,058,100 7,058,100 7,058,100 7,058,100 7,058,100 7,058,000 7,058,		ソニー		株式		0.100	2, 794	3, 361	_	1 0 40/	
日本 日本 保険業 1,700 6,771,100 7,053,300 一 1.34% 1.538 1.695 一 1.29% 1.538 1.695 一 1.29% 1.25% 1.	15		日本		電気機器	2, 100	5, 867, 400	7, 058, 100	_	1. 34%	
日本 日本 保険業 1,700 6,771,100 7,053,300 一 1.34% 1.538 1.695 一 1.29% 1.538 1.695 一 1.29% 1.25% 1.		東京海上HD		株式			3, 983	4, 149	_		
17	16		日本		保険業	1, 700		7, 053, 300	_	1. 34%	
日本 機械 4,000 6,150,000 6,778,000 一 1.29% 18 SCSK		クボ・タ		株式			1, 538	1,695	_		
SCSK	17		日本		機械	4, 000	·		_	1. 29%	
日本 情報・通信業		SCSK		株式	57417		4 170		_		
19	18		日本		情報·诵信業	1, 700			_	1. 27%	
日本 日		トーヤイ・リート投資法 ム							_		
20 エムスリー 日本 株式 日本 1,900 サービス 3,032 5,761,351 5,761,351 5,761,351 6,080,000 6,087,000 7,745 3,200 6,080,000 7 1.16% 21 カナザほフィナンシャル G 日本 株式 日本 電気機器 銀行業 31,600 日本 185 5,839,680 5,596,360 7 177 5,839,680 5,596,360 7 1.07% 23 第一生命 HLDGS 日本 株式 日本 保険業 株式 日本 3,600 1,453 5,230,800 5,478,300 5,471,100 7 1.06% 24 トヨタ自動車 日本 株式 情報・通信業 日本 1,400	19	1 51 / 1及员伍八		1人只叫	L-51.	63	·	•	_	1. 25%	
20 日本 サービス 1,900 5,761,351 6,080,000 - 1.16% 21 パナソニック 株式 電気機器 5,500 5,481,850 6,033,500 - 1.15% 22 みずほフィナンシャル G 日本 銀行業 31,600 5,839,680 5,596,360 - 1.07% 23 第一生命 HLDGS 日本 保険業 3,600 5,230,800 5,547,600 - 1.06% 24 日本 協送用機器 900 6,087 6,087 5,471,100 - 1.06% 25 野村総合研究所 日本 情報・通信業 1,400 5,495,000 5,103,000 - 1.032 3,094,838 3,205,500 - 1.06% 26 日産自動車 株式 輸送用機器 600 2,919,000 3,198,000 - 2,710 2,763 2,727,658 2,840,000 - 1.053% 27 芙蓉総合リース 日本 銀行業 800 2,710 2,763 2,763,000 - 1.053% 29 住友不動産 株式 日本 不動産業 1,000 2,710 2,763 2,763,000 - 1.053% 20 ブリチ*ストン 株式 不動産業 7,000 4,120 3,915 - 0.53%		エムスリー		株式							
日本 株式 電気機器 5,500 5,481,850 6,033,500 -	20			1/1/20	サード、ス	1,900	,	,	_	1. 16%	
21 日本 電気機器 5,500 5,481,850 6,033,500 - 1.15% 22 みずほフィナンシャルG 株式 銀行業 31,600 185 177 - 1.07% 23 第一生命 HLDGS 株式 保険業 3,600 1,453 1,541 - 1.06% 24 トヨタ自動車 株式 原本 株式 900 6,087 6,079 - 1.04% 25 野村総合研究所 中本 株式 「情報・通信業 1,400 3,925 3,645 - 0.97% 26 日産自動車 株式 第送 株式 その他金融業 3,000 1,032 1,069 - 0.61% 28 三井住友トラスト田D 株式 日本 株式 1,000 2,710 2,727,658 2,840,000 - 0.53% 29 住友不動産 1,000 2,710 2,763 - 0.53% 20 アプリディンシ <td <="" rowspan="2" td=""><td></td><td>n° +リーッカ</td><td>日介</td><td>烘弌</td><td>, , ,</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td>	<td></td> <td>n° +リーッカ</td> <td>日介</td> <td>烘弌</td> <td>, , ,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		n° +リーッカ	日介	烘弌	, , ,					
22 みずほフィナンシャル G 株式 銀行業 31,600 185 177 - 1.07% 23 第一生命 HLDGS 株式 日本 株式 保険業 3,600 1,453 1,541 - 1.06% 24 日本 日本 株式 900 6,087 6,079 - 1.04% 25 野村総合研究所 株式 日本 株式 1,400 3,925 3,645 - 0.97% 26 日産自動車 株式 日本 株式 3,000 1,032 1,069 - 0.61% 27 芙蓉総合リース 株式 日本 株式 600 4,865 5,330 - 0.61% 28 三井住友ドラスト 旧本 株式 800 3,410 3,550 - 0.54% 29 住友不動産 株式 700 4,120 3,915 - 0.53% 20 7ッチェストラストラストラストラストラストラストラストラス		21	/ //-//	日本	11/17	電気機架	5, 500		· ·	_	1. 15%
22 日本 銀行業 31,600 5,839,680 5,596,360 - 1.07% 23 第一生命 HLDGS 株式 保険業 日本 3,600 1,453 1,541 - 1,541 - 1,06% - 1.06% 24 日本 株式 日本 保険業 6,087 5,230,800 5,547,600 - 0 - 1.06% 25 野村総合研究所 日本 株式 信報・通信業 1,400 3,925 3,645 - 0.97% 3,925 3,645 - 0.97% 0.97% 26 日本 自本 株式 日本 1,400 3,000 5,471,100 - 0.97% - 0.97% 26 日本 自本 株式 日本 3,000 3,094,838 3,205,500 - 0.61% - 0.61% 27 芙蓉総合リース 日本 株式 その他金融業 600 4,865 5,330 - 0.61% - 0.61% 28 三井住友トラスト 田		カボほフォンジャルC	日子	烘弌	电风风的						
第一生命 HLDGS	22	of 9 (2/1)/27/10 G	$\Box +$	TX IX	组分类	31,600				1.07%	
23 日本 保険業 3,600 5,230,800 5,547,600 - 1.06% 24 トヨタ自動車 株式 日本 輸送用機器 900 5,230,800 5,547,600 - 1.06% 25 野村総合研究所 株式 日本 情報・通信業 1,400 3,925 3,645 - 0.97% 26 日本自動車 株式 日本 輸送用機器 3,000 1,032 1,069 - 0.61% 27 芙蓉総合リース 株式 日本 その他金融業 600 4,865 5,330 - 0.61% 28 三井住友トラスト HD 株式 日本 銀行業 800 2,710 2,763 - 0.53% 29 住友不動産 株式 日本 不動産業 1,000 2,710 2,763 - 0.53% 20 ブリチズトン 株式 日本 不動産業 1,000 2,710 2,763 -											

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	食料品	8. 39
		電気機器	8. 26
		輸送用機器	5. 03
		機械	3. 84
		情報・通信業	2. 74
		保険業	2. 40
		銀行業	2. 37
		サービス業	1. 56
		不動産業	1. 38

		その他金融業	0. 61
		ゴム製品	0. 52
		建設業	0. 26
		陸運業	0. 24
	国外	Eコマース	6. 88
		エンターテイメント	4. 61
		インターネット	3. 08
		サービス	3. 08
		食料品	2. 91
		情報・通信業	2. 52
		銀行業	2. 31
投資信託受益証券	国内	_	1. 83
合計			64. 83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<スマート・コントロール・オープン (分配コース) > 該当事項はありません。

<スマート・コントロール・オープン (成長コース) > 該当事項はありません。

<スマート・コントロール・オープン・マザーファンド>

種類	取引所等	名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数	大阪取引所	TOPIX 先物 (2016年12月限)	買建	15	250, 216, 200	261, 600, 000	49.81
先物取引	シカゴ商品取引所	E-mini DOW Futures (2016年12月限)	売建	14	133, 914, 608	132, 842, 939	-25. 29
為替予約	アメリカ	アメリカ・ドル売/円買 (2016年12月30日)	売建	2, 227, 000	232, 848, 439	232, 921, 930	-44. 35

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段または 最終相場で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替 予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 28 年 10 月末日現在及び同日 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

<スマート・コントロール・オープン (分配コース) >

======================================	十算期間	純資産総額	(百万円)	1口当り純資	産額 (円)
Ē	异朔间	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時	2014年 5月13日	396	_	0. 9998	_
第1期	2014年 9月16日	581	599	1. 0003	1. 0323
第2期	2015年 3月16日	501	568	1. 0004	1. 1344
第3期	9月15日	632	632	0. 8304	0.8304
	9月末日	621	_	0. 8272	_
	10月末日	701	_	0. 9262	_
	11月末日	734		0. 9696	
	12月末日	718		0. 9480	
	2016年 1月末日	620		0.8182	
	2月末日	552		0. 7293	_
第4期	3月15日	587	587	0. 7754	0.7754
	3月末日	589	_	0. 7770	_
	4月末日	539	_	0. 7845	_
	5月末日	545	_	0.8068	_
	6月末日	510	_	0. 7663	
	7月末日	528	_	0.8060	_
	8月末日	514	_	0. 7843	_
第5期	9月15日	510	510	0. 7784	0.7784
	9月末日	507	_	0. 7846	
	10月末日	477	_	0.8222	_

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

=	計算期間	純資産総額	(百万円)	1口当り純資	達額(円)
Ē	「异州	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時	2014年 5月13日	25	_	0. 9998	_
第1期	9月16日	108	108	1. 0322	1.0322
第2期	2015年 3月16日	94	94	1. 1722	1. 1722
第3期	9月15日	80	80	0. 9742	0.9742
	9月末日	80	_	0. 9704	_
	10月末日	89		1. 0865	_
	11月末日	93		1. 1374	_
	12月末日	80		1. 1125	_
	2016年 1月末日	70	ĺ	0. 9609	_
	2月末日	62	_	0.8564	_
第4期	3月15日	66	66	0. 9106	0.9106
	3月末日	67	_	0. 9124	-
	4月末日	67	1	0. 9210	_
	5月末日	60		0. 9475	_
	6月末日	57		0. 8999	_
	7月末日	56		0. 9466	_
	8月末日	54	_	0. 9212	
第5期	9月15日	54	54	0. 9143	0. 9143
	9月末日	43	_	0. 9221	_
	10月末日	45	_	0. 9660	_

②【分配の推移】

<スマート・コントロール・オープン(分配コース)>

期	1口当り分配金
第1期	0.0320 円
第2期	0.1340 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円

<スマート・コントロール・オープン (成長コース) >

期	1口当り分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円

③【収益率の推移】

<スマート・コントロール・オープン (分配コース) >

期	収益率
第1期	3.2%
第2期	13.4%
第3期	-17.0%
第4期	-6.6%
第5期	0.4%

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

期	収益率
第1期	3.2%
第2期	13.6%
第3期	-16.9%
第4期	-6.5%
第5期	0.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

<スマート・コントロール・オープン (分配コース) >

	12 - 11	•	
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	590, 500, 000	10, 000, 000	580, 500, 000
第2期		80, 000, 000	500, 500, 000
第3期	262, 800, 000	2, 000, 000	761, 300, 000
第4期	6, 900, 000	10, 000, 000	758, 200, 000
第5期	_	102, 000, 000	656, 200, 000

⁽注) 第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数(396,000,000口)を含みます。

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	105, 000, 000		105, 000, 000
第2期	10, 000, 000	35, 000, 000	80, 000, 000
第3期	17, 000, 000	15, 000, 000	82,000,000

第4期	1, 500, 000	10, 000, 000	73, 500, 000
第5期		14, 000, 000	59, 500, 000

⁽注) 第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数(25,000,000口)を含みます。

3. 運用実績(2016年10月末日現在)

分配コース



※基準価額は、信託報酬控除後です。

※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

投資状況

資産の種類	比率(注)
親投資信託受益証券(スマート・コントロール・オープン・マサ・・ファント)	100.27%
現金・預金・その他資産(負債控除後)	-0.27%
合計	100.00%

(注) ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

基準価額 8,222 円 純資産総額 477 百万円

分配の推移

第1期(2014年9月16日)	320円
第2期(2015年3月16日)	1,340円
第3期(2015年9月15日)	0円
第4期(2016年3月15日)	0円
第5期 (2016年9月15日)	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	1,660円

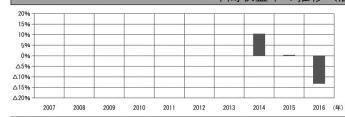
※上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

主要な資産の状況(スマート・コントロール・オープン・マザーファンド)

資産別構成	比率 ^(注)	組入上位 10 銘柄(*)		国	売買	比率(注)
国内株式等※1	89.2%	1	アマゾン・ドット・コム	米国	買	6.57%
外国株式等※1	△1.0%	2	明治ホールディングス	日本	買	5.59%
資産別合計	88.2% デリバティブ取	3	ウォルト・ディズニー	米国	買	4.41%
引が含まれています。) JATA JAX	4	アルファベット(グーグル)	米国	買	2.95%
		5	プライスライン・グループ	米国	買	2.94%
通貨別構成	比率 ^(注)	6	キーエンス	日本	買	2.93%
米国ドル・ロング	44.7%	7	サントリー食品インターナショナル	日本	買	2.80%
米国ドル・ショート	44.4%	8	ペプシコ	米国	買	2.78%
※各外国通貨建ての先物・オフ れていません。	プションは含ま	9	村田製作所	日本	買	2.51%
10 00 00 0000		10	オラクル	米国	買	2.41%

- (*) 先物、オプション、短期有価証券以外について記載しております。
- (注)マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

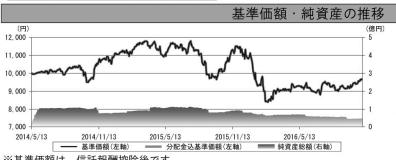


- ※決算時の分配金を非課税で再投資したものと して計算しております。
- ※2014年は設定時(5月13日)から年末までの 収益率を表示しております。
- ※2016年は年初から10月末日までの収益率を表示しております。
- ※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

3. 運用実績(2016年10月末日現在)

成長コース



※基準価額は、信託報酬控除後です。
※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

投資状況

資産の種類	比率(注)
親投資信託受益証券(スマート・コントロール・オープン・マサ・・ファント)	100.23%
現金・預金・その他資産(負債控除後)	-0.23%
	100.00%

(注) ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

基準価額 9,660 円 純資産総額 45 百万円

分配の推移

第1期	(2014年9月16日)	0円
第2期	(2015年3月16日)	0円
第3期	(2015年9月15日)	0円
第4期	(2016年3月15日)	0円
第5期	(2016年9月15日)	0円
直	0円	
	0円	

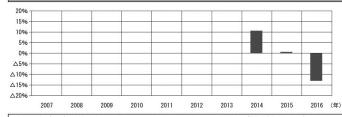
※上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

主要な資産の状況(スマート・コントロール・オープン・マザーファンド)

資産別構成	比率 ^(注)	組入上位 10 銘柄(*)		国	売買	比率(注)
国内株式等※1	89.2%	1	アマゾン・ドット・コム	米国	買	6.57%
外国株式等※1	△1.0%	2	明治ホールディングス	日本	買	5.59%
資産別合計 ※1. 現物株式に加え、PEIT	88.2%	3	ウォルト・ディズニー	米国	買	4.419
※1 現物株式に加え、REIT、デリバティブ取引が含まれています。		4	アルファベット(グーグル)	米国	買	2.959
		5	プライスライン・グループ	米国	買	2.949
通貨別構成	比率 ^(注)	6	キーエンス	日本	買	2.939
米国ドル・ロング	44.7%	7	サントリー食品インターナショナル	日本	買	2.809
米国ドル・ショート	44.4%	8	ペプシコ	米国	買	2.789
※各外国通貨建ての先物・プログライン ※各外国通貨建ての先物・プログライン	ナプションは含ま	9	村田製作所	日本	買	2.519
1000 6000		10	オラクル	米国	買	2.419

- (注)マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※決算時の分配金を非課税で再投資したものと して計算しております。
- ※2014年は設定時(5月13日)から年末までの 収益率を表示しております。
- ※2016年は年初から10月末日までの収益率を表 示しております。
- ※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧するこ とができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込みの受付については、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得申込みができません(申込不可日については、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。)。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の 2 つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。 当ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合わせください。

※当ファンドの取得申込みは、平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還)が決定したため、平成29年1月12日以降、受け付けないこととします。

※販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

≪委託会社照会先≫

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

■ お電話によるお問合わせ先 電話番号 03-3523-8118 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

■ インターネットホームページ

http://www.toranotecasset.com/

※申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 販売の単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の 申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金 を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する 契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を 使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合等その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

- ■取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜 3.00%)以内で販売会社が個別に定める 率を乗じて得た額とします。
 - *詳しくは販売会社にお問合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問合わせください。
- ■収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座

簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

1. 解約手続き

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の 受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。ただし、販売会 社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。(申込不可日については、 申込(販売)手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてお問合わせください。)

また、当ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社は、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- ※当ファンドの解約申込みは、平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還) が決定したため、平成29年1月12日以降、受け付けないこととします。
- ※販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②委託会社は、①の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④受益者が①の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から販売会社 において受益者に支払います。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③の規定に準じて計算された価額とします。
 - ※一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。
 - ※換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及 び税金」もご参照ください。
 - 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に 係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 買取手続き

①受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取の実行を請求することができます。 販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われ、かつその買取請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。(「申込不可日」については、申込(販売)手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。)

- ※買取請求受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認く ださい。
- ②受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金ならびに課税対象者(当該買取りを行う販売会社)に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。詳細は販売会社にお問合せ下さい。
- ③買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「1. 解約手続き」 と同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および約款第28条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます 基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

投資信託契約締結日から平成 36 年 3 月 15 日まで、または、投資信託契約の規定による信託終了の日まで(平成 26 年 5 月 13 日設定)

※当ファンドは、平成28年12月7日実施の書面決議において信託の終了(繰上償還)が決定したため、平成29年1月19日をもって信託期間が終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月16日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他」「①当ファンドの繰上償還条項」等による信託終了の日までとします。

(5) 【その他】

①当ファンドの繰上償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約すること等により、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②信託期間の終了

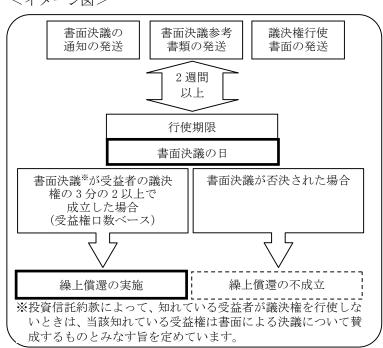
- a. 委託会社は、上記「①当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者
- に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。 b. 上記 a. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。) は受益権の口数に応

じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- c. 上記 a. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 上記 a. から c. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、a. から c. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- e. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「③投資信託約款の変更等」の d. の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

<イメージ図>



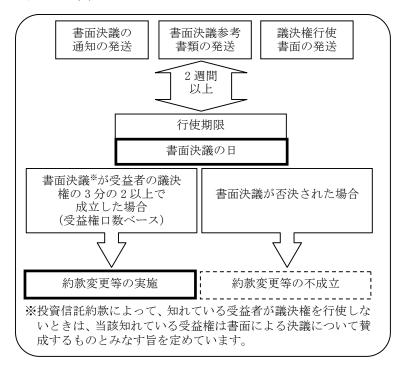
③投資信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」 をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は a. から g. に定める 以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(上記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記 a. の併合事項にあたっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な

約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この 信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通 知を発します。

- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同 じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b.から e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記 b.から f.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<イメージ図>



④運用報告書

- 1. 当ファンドについて、委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に交付します。
- 2. また、委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 (委託会社のホームページアドレス) http://www.toranotecasset.com/
- 3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

- ⑤委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑥受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「③投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更(他の信託との併合を含みます。)のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の規定は、受益者が、自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が、後述「4 受益者の権利等 ②一部解約請求権」の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑧公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www. toranotecasset.com/
- 2.前 1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑨他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- ⑩関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金請求権

- [1] 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
- [2] 上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- [3] 受益者が、収益分配金については、上記 [1] に記載する支払開始日から 5 年間その支払いを 請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会 社に帰属することとなります。

②一部解約請求権

- [1] 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を 1 口単位として販売会社 が定める単位 (別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位) をもって一部解約の実行を請求することができます。
- [2] 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払います。

③償還金請求権

- [1] 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- [2] 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属することとなります。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規 則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成 しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期計算期間(平成 28 年 3 月 16 日から平成 28 年 9 月 15 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

ばんせい投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅 人 印業務 執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・コントロール・オープン(分配コース)の平成28年3月16日から平成28年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・コントロール・オープン(分配コース)の平成28年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

【スマート・コントロール・オープン(分配コース)】

(1)【貸借対照表】

(1)【真旧州派仪】		(単位:円)
	第4期計算期間末 平成28年3月15日現在	第5期計算期間末 平成28年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7, 500, 127	_
コール・ローン	_	6, 100, 731
親投資信託受益証券	587, 655, 951	510, 719, 460
流動資産合計	595, 156, 078	516, 820, 191
資産合計	595, 156, 078	516, 820, 191
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	210,070	174, 829
未払委託者報酬	6, 653, 845	5, 537, 916
その他未払費用	350, 106	291, 379
流動負債合計	7, 214, 021	6, 004, 124
負債合計	7, 214, 021	6, 004, 124
純資産の部		
元本等		
元本	758, 200, 000	656, 200, 000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 170, 257, 943$	$\triangle 145, 383, 933$
(分配準備積立金)	324, 620	1, 095, 862
元本等合計	587, 942, 057	510, 816, 067
純資産合計	587, 942, 057	510, 816, 067
負債純資産合計	595, 156, 078	516, 820, 191

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第4期計算期間 自 平成27年9月16日 至 平成28年3月15日	第 5 期計算期間 自 平成28年 3 月16日 至 平成28年 9 月15日
営業収益		
受取利息	5	_
有価証券売買等損益	$\triangle 34,680,714$	7, 979, 309
営業収益合計	△34, 680, 709	7, 979, 309
営業費用		
支払利息	_	375
受託者報酬	210, 070	174, 829
委託者報酬	6, 653, 845	5, 537, 916
その他費用	350, 106	291, 379
営業費用合計	7, 214, 021	6, 004, 499
営業利益又は営業損失(△)	△41, 894, 730	1, 974, 810
経常利益又は経常損失(△)	△41, 894, 730	1, 974, 810
当期純利益又は当期純損失(△)	△41, 894, 730	1, 974, 810
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	87, 108	73, 007
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 129, 137, 473$	$\triangle 170, 257, 943$
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 697, 108	22, 972, 207
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1, 697, 108	22, 972, 207
剰余金減少額又は欠損金増加額	835, 740	_
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	835, 740	-
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 170, 257, 943$	△145, 383, 933

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	,
	第5期計算期間
	自 平成 28年 3月 16日
	至 平成 28年 9月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
	五十
2 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
	// 1/2 日 2 年 で (1 1 2 0 で 4 0 7 8 7) 。
3 その他	(1)当該財務諸表の計算期間は、平成28年3月16日から平成28年
	9月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期計算期間末 平成28年 3月15日現在		第5期計算期間末 平成28年 9月15日現在	:
1	計算期間の末日における受益権の総数	1	計算期間の末日における受益権の	総数
	758, 200, 000 □			656, 200, 000 □
	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額	2	投資信託財産計算規則第55条の69 定する額	第1項第10号に規
	元本の欠損 170, 257, 943円		元本の欠損	145, 383, 933円
3	計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	3	計算期間の末日における1単位当り	の純資産の額
	1口当り純資産額 0.7754円		1口当り純資産額	0.7784円
	(10,000口当り純資産額 7,754円)		(10,000口当り純資産額	7,784円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(3/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11	
第4期計算期間	第5期計算期間
自 平成27年 9月16日	自 平成28年 3月16日
至 平成28年 3月15日	至 平成28年 9月15日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
該当事項はございません。	該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日 第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

- 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務で あります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載して おります。これらは、「価格変動リスク」、「為替変 動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リス ク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「カントリ ーリスク」等にさらされております。
- 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。

市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、 分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理 を行っております。

信用リスクについては、発行体や取引先の財務状 況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付 等の信用度に応じた組入制限等の管理を行ってお ります。

流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほ か、市場価格がない場合には合理的に算定された 価額が含まれております。当該価額の算定におい ては一定の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。 同左

1 金融商品に対する取組方針

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左

3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第4期計算期間末 平成 28年 3月 15日現在	第5期計算期間末 平成 28年 9月 15日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左	
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価 額は時価と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左	

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案し	同左
て、一般取引条件と異なる関連当事者との取引は行な	
われていないため、該当事項はございません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第4期計算期間	第5期計算期間
自 平成 27年 9月 16日	自 平成 28年 3月 16日
至 平成 28年 3月 15日	至 平成 28年 9月 15日
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
期首元本額 761,300,000円	期首元本額 758, 200, 000円
期中追加設定元本額 6,900,000円	期中追加設定元本額 -円
期中一部解約元本額 10,000,000円	期中一部解約元本額 102,000,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△34, 227, 086	7, 368, 627
合計	△34, 227, 086	7, 368, 627

3 デリバティブ取引関係

第 4 期計算期間 (自 平成 27 年 9 月 16 日 至 平成 28 年 3 月 15 日) 該当事項はございません。

第 5 期計算期間 (自 平成 28 年 3 月 16 日 至 平成 28 年 9 月 15 日) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式 (平成 28 年 9 月 15 日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成 28年9月15日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スマート・コントロール・オープン・マザーファンド	522, 582, 074	510, 719, 460	
合計		522, 582, 074	510, 719, 460	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

ばんせい投信投資顧問株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅 人 印業務 執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・コントロール・オープン(成長コース)の平成28年3月16日から平成28年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・コントロール・オープン(成長コース)の平成28年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【スマート・コントロール・オープン (成長コース)】

(1)【貸借対照表】

(1)【貸借対照表】		
		(単位:円)
	第4期計算期間末 平成28年3月15日現在	第5期計算期間末 平成28年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 000, 652	_
コール・ローン	_	700, 887
親投資信託受益証券	66, 791, 662	54, 381, 910
流動資産合計	67, 792, 314	55, 082, 797
資産合計	67, 792, 314	55, 082, 797
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	25, 169	19, 794
未払委託者報酬	798, 412	628, 616
その他未払費用	41, 923	32, 999
流動負債合計	865, 504	681, 409
負債合計	865, 504	681, 409
純資産の部		
元本等		
元本	73, 500, 000	59, 500, 000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 6,573,190$	△5, 098, 612
(分配準備積立金)	9, 435, 007	7, 743, 282
元本等合計	66, 926, 810	54, 401, 388
純資産合計	66, 926, 810	54, 401, 388
負債純資産合計	67, 792, 314	55, 082, 797

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第4期計算期間 自 平成27年9月16日 至 平成28年3月15日	第5期計算期間 自 平成28年3月16日 至 平成28年9月15日
営業収益		
受取利息	6	_
有価証券売買等損益	$\triangle 2$, 526, 596	914, 248
営業収益合計	$\triangle 2, 526, 590$	914, 248
営業費用		
支払利息	_	61
受託者報酬	25, 169	19, 794
委託者報酬	798, 412	628, 616
その他費用	41, 923	32, 999
営業費用合計	865, 504	681, 470
 営業利益又は営業損失 (△)	△3, 392, 094	232, 778
経常利益又は経常損失 (△)	$\triangle 3, 392, 094$	232, 778
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3, 392, 094	232, 778
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 344, 313	42, 915
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 2, 119, 346$	△6, 573, 190
剰余金増加額又は欠損金減少額	282, 563	1, 284, 715
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	274, 313	1, 284, 715
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	8, 250	_
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 6,573,190$	△5, 098, 612

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)当該財務諸表の計算期間は、平成28年3月16日から平成28年 9月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期計算期間末 平成28年 3月15日現在	<u>.</u>		第5期計算期間末 平成28年 9月15日現在	
1 計算期間の末日における受益権の	総数	1	計算期間の末日における受益権の総	8数
	73, 500, 000 □			59, 500, 000 □
2 投資信託財産計算規則第55条の69 定する額	第1項第10号に規	2	投資信託財産計算規則第55条の6第 定する額	1項第10号に規
元本の欠損	6, 573, 190円		元本の欠損	5,098,612円
3 計算期間の末日における1単位当り	の純資産の額	3	計算期間の末日における1単位当り	の純資産の額
1口当り純資産額	0.9106円		1口当り純資産額	0.9143円
(10,000口当り純資産額	9,106円)		(10,000口当り純資産額	9,143円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	(双蓝人) 的外型的并且(10人) 的工能	
第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日		第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日
	至 平成 28年 3月 15日	至 平成 28年 9月 15日
	該当事項はございません。	該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日 第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

- 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」等にさらされております。
- 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。

市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、 分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理 を行っております。

信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほ か、市場価格がない場合には合理的に算定された 価額が含まれております。当該価額の算定におい ては一定の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。 1 金融商品に対する取組方針 同左

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左

3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(4) 巫賊的品が計画寺に関する主義	
第4期計算期間末 平成 28年 3月 15日現在	第5期計算期間末 平成 28年 9月 15日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価 額は時価と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案し	同左
て、一般取引条件と異なる関連当事者との取引は行な	
われていないため、該当事項はございません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第4期計算期間	第5期計算期間
自 平成 27年 9月 16日	自 平成 28年 3月 16日
至 平成 28年 3月 15日	至 平成 28年 9月 15日
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日	
期首元本額 82,000,000円	期首元本額 73,500,000円	
期中追加設定元本額 1,500,000円	期中追加設定元本額 -円	
期中一部解約元本額 10,000,000円	期中一部解約元本額 14,000,000円	

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第4期計算期間 自 平成 27年 9月 16日 至 平成 28年 3月 15日	第5期計算期間 自 平成 28年 3月 16日 至 平成 28年 9月 15日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	$\triangle 3,856,442$	784, 977
合計	△3, 856, 442	784, 977

3 デリバティブ取引関係

第4期計算期間(自 平成27年9月16日 至 平成28年3月15日)

該当事項はございません。

第5期計算期間(自 平成28年3月16日 至 平成28年9月15日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式 (平成 28 年 9 月 15 日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成28年9月15日現在)

(2) 110 (2) (1 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			(1/%/ 20 0/1 10) L L
種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スマート・コントロール・ オープン・マザーファンド	55, 645, 053	54, 381, 910	
合計		55, 645, 053	54, 381, 910	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はございません。

(参考)

スマート・コントロール・オープン・マザーファンド

当ファンドは、「スマート・コントロール・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「スマート・コントロール・オープン・マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)《貸借対照表》

対象年月日	平成28年9月15日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	40, 947, 888
金銭信託	440, 387
コール・ローン	79, 198, 382
株式	371, 216, 389
投資証券	6, 963, 900
派生商品評価勘定	6, 178, 990
未収入金	8, 693, 487
未収配当金	296, 403
差入委託証拠金	52, 176, 173
流動資産合計	566, 111, 999
資産合計	566, 111, 999
負債の部	
流動負債	
未払金	994, 335
流動負債合計	994, 335
負債合計	994, 335
純資産の部	
元本等	
元本	578, 227, 127
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 13, 109, 463$
元本等合計	565, 117, 664
純資産合計	565, 117, 664
負債純資産合計	566, 111, 999

(2)《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成28年 3月 16日 至 平成28年 9月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2)投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (3)先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の精算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する精算値段又は最終相場で評価しております。 (4)外国為替予約取引計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、 わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値 によって計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	 (1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2)為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3)派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (4)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配 当金額又は予想配当金額を計上しております。

(その他の注記)

	(での)他の住記)			
	平成28年 9月 15日現在			
1	期首	平成28年3月16日		
	期首元本額	679, 451, 426円		
	期首より平成28年9月15日までの期中追加設定元本額	438,771円		
	期首より平成28年9月15日までの期中一部解約元本額	101, 663, 070円		
	平成28年9月15日現在元本額	578, 227, 127円		
	平成28年9月15日現在元本額の内訳*			
	スマート・コントロール・オープン(分配コース)	522, 582, 074円		
	スマート・コントロール・オープン (成長コース)	55, 645, 053円		
2	元本の欠損	13, 109, 463円		
3	計算期間の末日における1単位当りの純資産の額			
	1口当り純資産額	0. 9773円		
	(10,000口当り純資産額	9,773円)		

^{*}当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成 28 年 9 月 15 日現在)

(1) 休式	1			28年9月15	
通貨	銘柄名	株式数	評価		備考
			単価	金額	
日本円	名工建設	1,400	785	1, 099, 000	\ a .
	明治ホールディング、ス	2,800	9, 580	26, 824, 000	*
	サントリー食品インターナショナル	3, 200	4, 165	13, 328, 000	
	味の素	10,000	2, 238	22, 380, 000	*
	フ゛リチ゛ストン	700	3, 564	2, 494, 800	
	ローツェ	1,000	1, 974	1, 974, 000	
	クホ゛タ	4,000	1, 459	5, 834, 000	
	タ゛ イフク	6,000	1, 713	10, 278, 000	
	日 立	6,000	468	2, 805, 000	
	ハ° ナソニック	5, 500	1, 015	5, 582, 500	
	ソニー	2, 100	3, 279	6, 885, 900	
	エスヘ゜ック	800	1, 276	1, 020, 800	
	キーエンス	200	71, 410	14, 282, 000	
	村田製作所	900	12, 810	11, 529, 000	
	トヨタ紡織	3,000	2, 231	6, 693, 000	
	日産自動車	3,000	1, 000	2, 999, 100	
	トヨタ自動車	900	5, 970	5, 373, 000	
	アイシン精機	1,600	4, 695	7, 512, 000	
	富士重工業	600	3, 861	2, 316, 600	
	田工里工来 CYBERDYNE	10,800	1, 625	17, 550, 000	
	ANA ホールテ・ィンク・ス	20,000	280	5, 592, 000	
	野村総合研究所				
		1,400	3, 415	4, 781, 000	
	コネクシオ	1,800	1, 293	2, 327, 400	
	SCSK	1,700	3, 895	6, 621, 500	
	ソフトハ・ソクク・ループ	600	6, 345	3, 807, 000	
	三菱 UFJ フィナンシャル G	6,000	498	2, 986, 200	
	三井住友トラスト HD	8,000	328	2, 623, 200	
	三井住友フィナンシャル G	1,000	3, 345	3, 345, 000	
	みずほフィナンシャルG	31,600	171	5, 387, 800	
	第一生命	3,600	1, 429	5, 142, 600	
	東京海上HD	1, 700	3, 870	6, 579, 000	
	芙蓉総合リース	600	4, 900	2, 940, 000	
	三井不動産	1,000	2, 161	2, 160, 500	
	三菱地所	1,000	1, 894	1, 893, 500	
	住友不動産	1,000	2,671	2, 670, 500	
	エムスリー	1,900	3, 095	5, 880, 500	
	リクルートホールテ゛ィンク゛ス	1,000	3, 875	3, 875, 000	
	ノムラシステムコーホ。レーション	400	960	384, 000	
	ハ゛リューテ゛サ゛イン	100	2, 040	204, 000	
小計	銘柄数:39			237, 961, 400	
	組入時価比率:42.1%			64.1%	
米ドル	ALPHABET INC-CL A (GOOGLE)	180	790. 46	142, 282. 80	
	AMAZON. COM	424	761. 09	322, 702. 16	
	WALT DISNEY CO/THE	2, 352	92. 26	216, 995. 52	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,600	66.40	106, 240. 00	
	ORACLE CORP	3, 160	40. 25	127, 190. 00	
	PRICELINE GROUP INC/THE	100	1, 429. 38	142, 938. 00	
	PEPSICO INC	1, 300	105.05	136, 565. 00	
	WELLS FARGO & CO	2, 260	46. 52	105, 135. 20	
小計	銘柄数:8			1, 300, 048. 68	
4 11				(133, 254, 989)	
	組入時価比率:23.6%			. , , 0 0 0 /	

合計(円)		371, 216, 389	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
 - 3 備考欄の※は、委託証拠金代用有価証券として下記の株式数を差し入れていることを表しております。

銘柄名	株式数
明治ホールディングス	2,800
味の素	10,000

(2) 株式以外の有価証券

(平成28年9月15日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券(日本円)	アドバンス・レジデンス投資法人	3	807, 900	
	星野リゾート・リート投資法人	2	2, 492, 000	
	ジャパン・シニアリビング投資法人	5	730, 000	
	インヴィンシブル投資法人	30	1, 692, 000	
	日本賃貸住宅投資法人	15	1, 242, 000	
小計	銘柄数:5	55	6, 963, 900	
	組入時価比率:1.2%		100.0%	
合計 (円)			6, 963, 900	

⁽注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価及び評価損益

	平成28年9月15日現在						
種類	契約額	等(円)	時価(円)	評価損益(円)			
		うち1年超					
市場取引							
先物取引							
株価指数先物取引							
売建	130, 915, 050	_	128, 576, 000	2, 339, 050			
市場取引以外の取引							
為替予約取引							
売建							
米ドル	227, 606, 700	_	223, 766, 760	3, 839, 940			
合計	358, 521, 750	_	352, 342, 760	6, 178, 990			

(注)時価の算定方法

先物取引

- 1) 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の精算値段を用いております。
- 2) 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する精算値段又は最終相場で評価しております。

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い 発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<スマート・コントロール・オープン(分配コース)>

平成 28 年 10 月 31 日現在

I 資産総額 516, 144, 162円

Ⅲ 負債総額 38,271,370円

Ⅲ 純資産総額(I — II) 477,872,792円 IV 発行済数量 581,200,000 □

V 1単位当り純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) 0.8222円

<スマート・コントロール・オープン(成長コース)>

平成 28 年 10 月 31 日現在

I 資産総額 46,014,441円

Ⅱ 負債総額 128,370円

Ⅲ 純資産総額 (I — II) 45,886,071円

Ⅳ 発行済数量 47,500,000口

V 1単位当り純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) 0.9660円

(参考) スマート・コントロール・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

平成 28 年 10 月 31 日現在

I 資産総額 1,035,945,390円

Ⅱ 負債総額 510,740,819円

Ⅲ 純資産総額(I — II) 525, 204, 571円

IV 発行済数量 507, 584, 334口

V 1単位当り純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) 1.0347円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の 規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1) 資本金の額(平成28年10月末日現在)

現在の資本金の額 5億9,430万円 会社が発行する株式総数 100,000株 発行済株式総数 23,372株

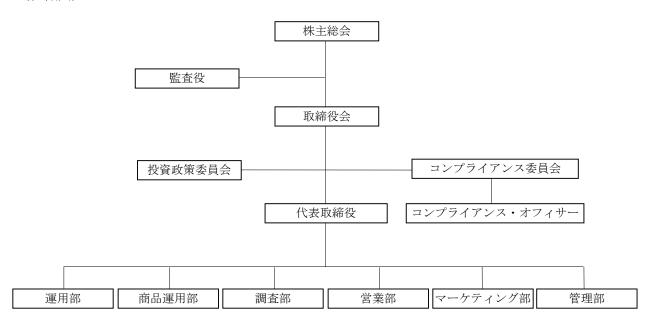
直近5ヵ年における主な資本の額の増減:

資本金	514.5百万円に増資
資本金	522百万円に増資
資本金	542百万円に増資
資本金	552百万円に増資
資本金	557百万円に増資
資本金	562百万円に増資
資本金	567百万円に増資
資本金	574.5百万円に増資
資本金	582百万円に増資
資本金	594.3百万円に増資
	資資資資資資資資資資資資資資

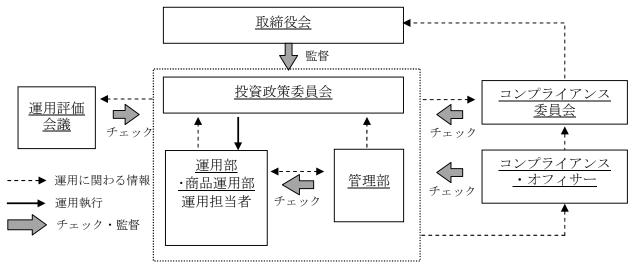
(2) 委託会社の機構(本書提出日現在)

①会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。 (組織図)



②投資運用の意思決定機構



(取締役会)

・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」「運用評価会議」からの運用に関する報告を 受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、運用部門担当取締役、調査部門担当取締役、管理部門担当取締役、運用 部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー)

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認 します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者(計画立案者)に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める 場合、その議案の審議を中止させることができます。

(運用部)

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行および モニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

(運用評価会議)

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・各ファンドの運用実績(パフォーマンス)に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成 28 年 10 月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託 を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	5	1, 577
合計	5	1,577

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規 則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づき、当事業年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 27 日

ばんせい投信投資顧問株式会社 取 締 役 会 御中

かがやき監査法人

代表社員 業務執行社員 **曾我隆二**印

代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(1)【貝旧州邢秋】		前事業年度		当事業	
		(平成 27 年	3月31日)	(平成 28 年	3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			60, 574		61,720
前払費用			2, 150		2, 067
未収委託者報酬			7, 631		5, 089
未収収益	※ 1		7, 281		6, 751
立替金			6, 108		5, 682
その他			544		157
貸倒引当金			$\triangle 3,915$		△3,003
流動資産計			80, 375		78, 465
固定資産					
有形固定資産					
建物		2, 204		2, 204	
減価償却累計額		△1, 492	711	△1,704	499
器具備品		9, 772		9,772	
減価償却累計額		△8,802	970	△9, 306	466
有形固定資産計			1,682		965
無形固定資産					
電話加入権			288		288
無形固定資産計			288		288
固定資産計			1, 970		1, 253
資産合計			82, 346		79, 718

		前事業年度		当事業	年度
		(平成 27 年	月31日)	(平成 28 年	3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(²	千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2,872		1,616
未払金					
未払手数料	※ 1		3, 133		2, 387
その他未払金	※ 1		5, 168		4, 137
未払費用			6, 368		4, 181
未払法人税等			2,040		1,616
賞与引当金			3, 032		2, 729
流動負債計			22, 616		16, 668
負債合計			22, 616		16, 668
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			557,000		574, 500
資本剰余金					
資本準備金		317,000		334, 500	
その他資本剰余金		1, 465		1, 465	
資本剰余金計			318, 465		335, 965
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△815, 736		△847, 415	
利益剰余金計			△815, 736		△847 , 415
株主資本合計			59, 729		63, 049
純資産合計			59, 729		63, 049
負債純資産合計			82, 346		79, 718

(2)【損益計算書】

(4)【須益計异青】		前事業		当事業	
		(自 平成 26 年 4 月 1 日			年4月1日
			年3月31日)		年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益					
委託者報酬		64, 513		39, 828	
投資顧問料	※ 1	58, 852		70, 787	
その他営業収益	※ 1	5, 555		5, 555	
営業収益計		·	128, 921		116, 171
営業費用					
支払手数料	※ 1	21, 825		13, 621	
広告宣伝費	※ 1	2, 310		_	
受益証券発行費	/** =	248		245	
調査費					
調査費		904		700	
委託調査費		6, 925		5, 825	
委託計算費		38, 213		37, 353	
営業雑経費		00,210		01,000	
通信費		1, 380		1, 383	
協会費		1, 112		1, 034	
諸会費		1, 989		1, 996	
留云真 貸倒引当金繰入額		3, 407		3, 000	
その他営業雑経費		3, 826		4, 258	
営業費用計		3, 820	82, 142	4, 200	69, 418
一般管理費			02, 142		09, 410
給料					
和科 役員報酬		11 100		1.4.400	
		11, 100 50, 495		14, 400	
給料・手当		•		39, 828	
賞与		8, 791		2, 636	
賞与引当金繰入額		2, 939		2, 688	
交際費		275			
旅費交通費		375		249	
租税公課	\•/ 1	2, 256		2, 888	
不動産賃借料	※ 1	10, 477		8, 804	
固定資産減価償却費	V-/ 1	921		717	
諸経費	※ 1	18, 356	105 000	15, 820	00.000
一般管理費計			105, 989		88, 032
営業利益又は損失(△)		ᅶ	△59, 210	\D -	△41, 279
		前事業 (自 平成 26	(1) 1) 年 4 月 1 日		業年度 年 4 月 1 日
			年3月31日)		年3月31日)
区分	注記 番号	金額(金額(
営業外収益	ш //				
受取利息		24		9	
雑益		4		2	
営業外収益計			28		12
西来/小坂盆司	1	I	48		14

営業外費用					
株式交付費		245		122	
雑損失		71			
営業外費用計			316		122
経常利益又は損失 (△)			△59, 498		△41, 389
特別利益					
受贈益	※ 1	_		10,000	
特別利益計			_		10,000
特別損失					
和解金		102, 511			
特別損失計			102, 511		_
税引前当期純利益又は純損労			△162, 009		△31, 389
(△)			△102, 009		△31, 309
法人税、住民税及び事業税			950		290
当期純利益又は純損失(△)			$\triangle 162,959$		△31, 679

(3)【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 26 年 4 月 1 日	(自 平成 27 年 4 月 1 日
	至 平成 27 年 3 月 31 日)	至 平成28年3月31日)
株主資本	工 // 21 0 / 1 01 日 /	<u> </u>
 資本金		
	500,000	557,000
当期首残高	522, 000	557, 000
当期変動額		
新株の発行	35,000	17, 500
当期変動額合計	35,000	17, 500
当期末残高	557,000	574, 500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	282,000	317, 000
当期変動額	,	,
新株の発行	35, 000	17, 500
当期変動額合計	35, 000	17, 500
当朔友勤領日司 当期末残高		
	317,000	334, 500
その他資本剰余金		
当期首残高	1, 465	1, 465
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1, 465	1, 465
資本剰余金合計		
当期首残高	283, 465	318, 465
当期変動額		
新株の発行	35, 000	17, 500
当期変動額合計	35,000	17, 500
当期末残高	318, 465	335, 965
	310, 403	333, 903
繰越利益剰余金	A 050 550	A 015 700
当期首残高	$\triangle 652,776$	\triangle 815, 736
当期変動額		
当期純利益又は純損失(△)	△162, 959	△31, 679
当期変動額合計	△162, 959	△31, 679
当期末残高	△815, 736	△847, 415
株主資本合計		
当期首残高	152, 689	59, 729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35, 000
当期純利益又は純損失(△)	$\triangle 162,959$	$\triangle 31,679$
当期変動額合計	\triangle 92, 959	3, 320
当期末残高	59, 729	63, 049
	59, 129	03, 049
純資産合計	150,000	F0 700
当期首残高	152, 689	59, 729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35, 000
当期純利益又は純損失(△)	△162, 959	△31, 679
当期変動額合計	△92, 959	3, 320
当期末残高	59, 729	63, 049

重要な会計方針

里要な会計方針	
項目	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物 8~15年 工具器具及び備品 3~15年
2. 繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。
	ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込 額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

注記事項

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度まで「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払手数料」は、「金融商品取引業等に関する 内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により明瞭に表示するため、当事業年度より「未払手数 料」と「その他未払金」として表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた 8,302 千円は、「未払手数料」3,133 千円、「その他未払金」5,168 千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(修正再表示に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のと おりであります。	※1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のと おりであります。
未収収益 5,430	未収収益 6,417
未払手数料 124	未払手数料 493
その他未払金 4	その他未払金 303

(損益計算書関係)

(単位:千円)

	111
前事業年度	当事業年度
(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日
至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次の	とお ※1. 関係会社との取引に係るものが次のとお
り含まれております。	り含まれております。
関係会社からの投資一任報酬 48,5	555 関係会社からの投資一任報酬 65,575
関係会社への販売代行手数料 5,2	268 関係会社への販売代行手数料 4,668
関係会社からのコンサルティン グ料 5, 8	555 関係会社からのコンサルティン グ料 5,555
関係会社への地代家賃 10,2	243 関係会社への地代家賃 8,561
関係会社へのロゴ掲載代 2,3	310 関係会社への経営指導料 277
	関係会社からの受贈益 10,000

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	20, 480	1, 400	_	21, 880

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,400株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

②発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21, 880	700		22, 580

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、株主割当増資による新株の発行によるものであります。

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク (為替の変動に係るリスク) の管理

定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	60, 574	60, 574	_
(2) 未収委託者報酬	7, 631	7, 631	_
(3) 未収収益	7, 281	7, 281	_
(4) 立替金	6, 108	6, 108	_
貸倒引当金※	$\triangle 3,915$	$\triangle 3,915$	_
資産計	77, 680	77, 680	_
(1) 未払手数料	3, 133	3, 133	_

(2) その他未払金	5, 168	5, 168	_
(3) 未払費用	6, 368	6, 368	_
(4) 預り金	2, 872	2, 872	_
(5) 未払法人税等	2, 040	2, 040	_
負債計	19, 583	19, 583	_

[※]立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金(2) 未収委託者報酬(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払手数料(2) その他未払金(3) 未払費用(4) 預り金(5) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	61, 720	61, 720	_
(2) 未収委託者報酬	5, 089	5, 089	_
(3) 未収収益	6, 751	6, 751	_
(4) 立替金	5, 682	5, 682	_
貸倒引当金※	$\triangle 3,003$	△3, 003	_
資産計	76, 239	76, 239	_
(1) 預り金	1,616	1, 616	_
(2) 未払手数料	2, 387	2, 387	_
(3) その他未払金	4, 137	4, 137	_
(4) 未払費用	4, 181	4, 181	_
(5) 未払法人税等	1,616	1, 616	_
負債計	13, 939	13, 939	_

※立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金(2) 未収委託者報酬(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- (1) 預り金(2) 未払手数料(3) その他未払金(4) 未払費用(5) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算後の償還予定額 当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	61,720			_
未収委託者報酬	5, 089			
未収収益	6, 751	_		
合計	73, 560	_	_	_

立替金については、回収予定額が見込めないため記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 該当事項はありません。

(退職給付関係) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。

(単位・千円)

			(単位:十円)
前事業年度		当	事業年度
(自 平成26年4月	1 目	(自 平原	成27年4月1日
至 平成27年3月	31日)	至平原	戊28年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金	金負債の発生の主	⑦繰延税金資産及び	繰延税金負債の発生の主な
な原因別の内訳		原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
繰越欠損金	213, 408	繰越欠損金	171, 628
未払事業税	360	未払事業税	764
貸倒引当金	1, 295	貸倒引当金	926
賞与引当金	1,003	賞与引当金	842
繰延税金資産 小計	216, 068	その他	31
評価性引当額	$\triangle 216,068$	繰延税金資産 小計	+ 174, 191
繰延税金資産の純額		評価性引当額	$\triangle 174, 191$
		繰延税金資産 合計	<u> </u>
		繰延税金資産の純額	<u> </u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項 目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.6%から33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは32.3%に変更されます。

なお、この税率変更による影響はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項 目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産 及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第10号) および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度、及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に見込まれる一時差異については、30.6%となります。なお、この税率変更による影響はありません。

(持分法損益等) 該当事項はありません。

(企業結合等関係) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	49, 555	9, 296	64, 513	5, 555	128, 921

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	119,624	9, 296	128, 921

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium I Company
営業収益	54, 110	7, 722

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

					((
	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	65, 575	5, 211	39, 828	5, 555	116, 171

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

			(
	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	110, 959	5, 211	116, 171

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	71, 131

- <報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報> 前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。
 - 当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- <報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報> 前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。
 - 当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- <報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報> 前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。
 - 当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							投資顧問料の 受取	48, 555		
同一の親	ばんせい	東京都				投資一任 契約	代行販売手数 料の支払	5, 268	未収	5, 430
の親会社をもつ会社	証券株式	^示 都中央区	1, 558, 25	証券業	なし	当社投信 商品の販	コンサルティ ング料の受取	5, 555	収益 未払金	128
つ会社	式 会 社					売	地代家賃の支 払	10, 243		
							ロゴ掲載費用 の支払い	2, 310		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両者協議の上、決定しております。
 - 3. 代行販売手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
 - 4. 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。
 - 5. ロゴ掲載費用については、両者協議の上、負担割合を決定しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社 (未上場)

※平成 26 年 10 月 14 日付けで、ばんせいホールディングス株式会社は、ばんせい証券株式会社より当社の株式を 100%取得しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

② 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ングス株式会社	東京都中央区	1, 558, 25	持株会社	被所有 100%	資金の援助 経営指導	資金の援助 (注 2) 増資の引受 (注 3)	10, 000 35, 000	1	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)1: 取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。
- (注)3: 当社が行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等

種類	会社等の名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1, 558, 25 0	証券業	なし	投資一任 契約 当社投信 商品の販 売	投資の (注2) 販売代の (支担の (注2) 大学の (注2) 大学の (注2) 大学の (注2) 大学の (注2) 大学の (注4) 大学の (注4)	65, 575 4, 668 5, 555 8, 561	未収 収益 未払金	6, 417 493

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注)2: 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両社協議の上、決定しております
- (注)3: 販売代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (注)4: 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社 (未上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度			
(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日			
至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)			
1株当たり純資産額 2,729円87銭	1株当たり純資産額 2,792円29銭			
1 株当たり当期純損失金 額 7,750 円 68 銭	1 株当たり当期純損失金 額 1,426 円 08 銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金			
額については、1株当たり当期純損失であり、ま	額については、1株当たり当期純損失であり、ま			
た、潜在株式が存在しないため記載しておりませ	た、潜在株式が存在しないため記載しておりませ			
λ_{\circ}	λ_{\circ}			

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失(△))金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度		当事業年度
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
当期純利益又は純損失(△) (千円)		△162, 959		△31, 679
普通株主に帰属しない金額(千円)		_		_
普通株式に係る当期純利益又は純損 失(△) (千円)		△162, 959		△31, 679
普通株式の期中平均株式数 (株)		21, 025		22, 214

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい ます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保 有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体とし て政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引ま たは金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させる おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託 スマート・コントロール・オープン (分配コース)

約 款

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

基本方針

この投資信託は、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、 指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、 債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドの具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下同じ。)、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引(以下「NDF」といいます。)、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利 (注1) 等(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。) にも投資を行うことがあります。

また、この投資信託は、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

(注1) 商品投資取引に係る権利とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規 定するもののうち、同号イに定める取引に係る権利をいいます。

(2) 投資態度

- ①マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行う ことを基本とします。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③この投資信託は、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- ④この投資信託の実質的な資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ 経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セク ター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。
- ⑤この投資信託は、マザーファンドを通じて株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合 (注1) は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の300%(レバレッジ3倍以内)とします(純資産総額を超えることがあります)。
 - (注 1)合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。 (コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされる ものは、この計算から除きます。)
- ⑥この投資信託の実質的なポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の

銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。

- ⑦この投資信託の実質的な組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを 回避する目的で為替ヘッジを行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の 獲得を目的として為替予約取引、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF (以下、「為替取引」といいます。)等を行うことがあります。
- ⑧この投資信託のマザーファンドを通じた為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑨この投資信託の信用取引による実質投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の 売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。
- ⑩投資環境によってこの投資信託は、マザーファンドを通じてコマーシャル·ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。
- ①この投資信託は、マザーファンドを通じて信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券(マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)なものを除き、投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券および外国投資信託の受益証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に かかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業 者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場 合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証 書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とし た運用を行うことをしないものとします。
- ⑥コモディティ(商品)の現物投資は行いません。
- ⑦同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

収益分配方針

- 年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子·配当収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
 - ②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託 スマート・コントロール・オープン(分配コース)

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項で定める証券投資信託であり、TORANOTEC投 信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行 を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信 託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の 委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関 の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定に よる信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託 者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条におい て同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委 託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として、受益者のため に利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま す。

【信託金の限度額】

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年3 月15日までとします。ただし、第51条第1項および第2 項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定に より、この期間の満了前に信託が終了する場合がありま す。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権について は、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 31 条に規定する為替予約の時価評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすること により差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については 信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権 については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通 知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第 13 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。) および登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。) をいいます。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位まして、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める積立投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が委託者 の別に定める日にあたる場合には、原則として受益権の 取得申込みに応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が、それぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者は別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿へ の記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類 は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの をいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券(金融商品取引法第2条第1項および同第2 項に定めるものをいいます。)
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条第26条および第32条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

- 二. 約束手形 (イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- ホ. 商品投資取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち同号イに定める取引(以下「商品投資取引」といいます。)に係る権利であり、かつ商品市場(商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所)をいいます。)が開設する市場(商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場)をいいます。以下同じ。)または外国商品市場(商品先物取引法第2条第12項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。)において行う取引に係る権利に限ります。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第17条 委託者は、信託金を、主としてTORANOTEC投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託であるスマート・コントロール・オープン(仮称)・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人が発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社 債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法 第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資 引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項 第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株 予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、 前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商 品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま す。)
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条 第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を 有するもの
- 23. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2 条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 24. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の有 価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書(第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを含みます。)を以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券(第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を含みます。)を以下「公社債」といい、第13号および第14号の

証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有する まの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必 要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第6号までに掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為である、受託者が当該第三者の代理人となって行うものであるよす。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用するに業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用するに記業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第33条において同じ。)、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から29条、第31条から第32条および第36条から第38条に掲げる政司とができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から29条、第31条から第32条および第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【商品投資取引に係る権利の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、 商品投資取引に係る権利(商品市場が開設する市場また は外国商品市場において行う取引に係る権利に限りま す。)に投資を行うことの指図をすることができます。

【信用取引の指図範囲】

- 第23条 委託者は、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済に ついては、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの 指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付 に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみな した額との合計額が取得時において信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の 委託保証金の代用として差入れることの指図をするこ

とができるものとします。

【先物取引等の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし ます。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変 動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引 契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに あたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、 担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとし ます。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第26条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人 投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えない ものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価 合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を 超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投 資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投 資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売付けることの指図をすることができます。なお、 当該売付けの決済については、公社債(信託財産により 借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとしま す。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに 係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超え ることとなった場合には、委託者は速やかにその超える 額に相当する売付けの一部を決済するための指図をす るものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当 該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と 認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用

- に資するため、および為替変動リスクを回避するため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができま す。
- ② 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、取得時において信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定 の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を 解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をす るものとします。

【直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲】

- 第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をす ることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘ ッジ目的に限定しません。
- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が 市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するも のとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

- 第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行 に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産 その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制 が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、 当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利

- 用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその 他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る 業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第35条 信託の登記または登録をすることができる信託 財産については、信託の登記または登録をすることとし ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記また は登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益 証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財 産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の 安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた 資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指 図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有す る有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益 者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有 価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証

- 券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から 収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、 資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生 じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第40条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第41条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から 9月15 日まで、および9月16日から翌年3月15日までとすること を原則とします。ただし、第1計算期間は、平成26年5 月13日から平成26年9月16日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間 終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が 休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最 初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始され るものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財 産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出しま す
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、受益権の管理事務に関する費用(委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。)、その他費用(信託約款、有価証券届出書、目論見書、販売用資料お

よび運用報告書の作成、交付に係る費用等を含みます。)、 当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係 る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金 額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」 といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める諸経費の支払いを信託財産の 為に自ら行い、その支払った金額の支弁を信託財産か ら受けることができます。この場合委託者は、現に信 託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あ らかじめ受領する金額に上限を付することができます。 また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代 わりに、係る諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積 ったうえで、実際の金額に係らず固定率または固定金 額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において、諸経費の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸経費の固定率または固定金額を定める場合、係る諸経費の金額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。係る諸経費は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

- 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産 総額に年10,000分の196の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき に信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者と の間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬 支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は第1項の信託報酬の他に、成功報酬を信託財産より委託者に支弁します。成功報酬は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、前営業日の10,000口当りの基準価額(収益分配金および成功報酬控除前。当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。)からハイ・ウォーター・マークを控除した差額が正数の場合、当該差額に100分の10の率を乗じて得た額に、当該計算日の受益権総口数を10,000で除したものを乗じて得た額(以下、「成功報酬額」といいます。)から前営業日の成功報酬額(前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の成功報酬額を控除した額とします。)を控除した額を計上します。
- ⑤ 前項に定めるハイ・ウォーター・マークは、下記に定めるところによります。
 - 1. 第1計算期間 10,000 円 (10,000口当り)
 - 2. 第2計算期間以降 当該計算期間または信託終了の日より前の各計算期間の末日の基準価額(全ての収益分配金および成功報酬控除前)(10,000口当り)のうち最も高い価額となった計算期間を特定し、その計算期間の末日の基準価額(収益分配金および成功報酬控除後)(10,000口当り)とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円(10,000口当り)を下回るとき、および信託終了の日が第1計算期間の

末日の前であるときは、10,000円とします。

- ⑥ 成功報酬額は、計算期間末日および信託終了の日において、信託財産中から支弁されます。
- ⑦ 第4項の成功報酬額に係る消費税等に相当する金額を 、成功報酬額支弁のときに信託財産中から支弁します 。なお、成功報酬額は、委託者および販売会社が収受 します。

【収益の分配方式】

- 第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、 次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売 買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および 当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控 除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買 益をもって補てんした後、受益者に分配すること ができます。なお、次期以降の分配にあてるため、 分配準備積立金として積み立てることができま す。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、 次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の 委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受 益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前におい て一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。 また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定 された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の 名義で記載または記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて 収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委 託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則 として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販 売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者 に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売 付を行います。当該再投資に係る売付により増加した受 益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に 記載または記録されます。
- ③ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) は、信 託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託 終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または 記録されている受益者(信託終了日以前において一部解 約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当 該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金 支払前のため販売会社の名義で記載または記録されて

いる受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、 償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所 等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整 金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額 等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益 権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託 のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調 整されるものとします。また、前項に規定する「各受益 者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各 受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつ ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計 算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46 条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金につ いては第46条第3項に規定する支払日までに、その全額 を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口 座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じな いものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しない とき、ならびに信託終了による償還金については第46 条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを 請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を 受けた金銭は、委託者に帰属することとなります。

【受益権の買取り】

- 第 49 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 ロ 単位をもってその受益権を買取ります。ただし、販売会 社は、委託者の別に定める日にあたる場合には、当該受 益権の買取請求を受け付けません。
- ③ 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金、ならびに当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ④ 受益者は、第1項の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、 外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市 場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の 相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを 得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受

け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が第1項に規定する買取請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受付けることが出来る日とします。)に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

【信託契約の一部解約】

- 第50条 受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、 販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の 翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗 じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし
- ⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日が委託者の別に定める日にあたる場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には 制限を設ける場合があります。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が第5項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、第5条本文に定めた信託期間満了前に

おいて、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部解約等により、信託財産の 純資産総額が10億円を下回ることとなる場合には、受託 者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ せることができます。この場合において、委託者は、あ らかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を 変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいま す。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、 解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に 関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継 ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第2項の 書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会 社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事

業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこ の信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる 受益者の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行い ます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の 書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る 一または複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を 行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第50条の規定による一部解 約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約 をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な 価格が当該受益者に一部解約金として支払われること となる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に 規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な 信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投 資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者に よる受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第58条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が 受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のう え、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、 次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第60条 委託者が受益者に対してする公告は電子公告の 方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.toranotecasset.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律 第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用 報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しま す。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第62条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または 記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部 解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支 払い等については、この約款によるほか、民法その他の 法令等にしたがって取り扱われます。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき は、委託者と受託者との協議により定めます。

- 付則第1条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表の資借契約に基づく債権の本。(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定数をを乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間に おいて、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る

為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替 取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に 立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいま す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物 外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替 取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。 以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに 係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ 取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ 元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指 標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた 額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決 済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ 幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額 を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額につ いて決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を 決済日における直物外国為替取引で反対売買したとき の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算し た額を決済日における指標利率の数値で決済日におけ る現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引 をいいます。

③ 第32条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年5月13日

東京都中央区新川一丁目21番2号 委託者 ばんせい投信投資顧問株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

受託者 株式会社りそな銀行

付表(本付表は約款の一部を構成するものではありませんが、便宜上約款に添付しております。)

- 1. 約款第13条第1項に定める「別に定める積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 2. 約款第 13 条第 3 項および第 49 条第 1 項ならびに第 50 条第 5 項に規定する「委託者の別に定める日」とは次のも のをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 香港証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行休業日 香港の銀行休業日 今後、投資対象の拡大に応じて、委託者が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、休業日を追加または変更することができます。

追加型証券投資信託 スマート・コントロール・オープン (成長コース) 約 款

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

基本方針

この投資信託は、スマート・コントロール・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、 指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、 債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行います。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドの具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下同じ。)、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、マザーファンドは、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引(以下「NDF」といいます。)、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利 (注1) 等(以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて「デリバティブ取引」といいます。)にも投資を行うことがあります。

また、この投資信託は、投資状況に応じて、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

(注1) 商品投資取引に係る権利とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち、同号イに定める取引に係る権利をいいます。

(2) 投資態度

- ①マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行う ことを基本とします。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③この投資信託は、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- ④この投資信託の実質的な資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ 経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セク ター分析や個別発行体の調査等を総合的に勘案し決定します。
- ⑤この投資信託は、マザーファンドを通じて株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、株式、債券、受益証券等とデリバティブ取引を合計した実質的な合計投資割合 (注1) は、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の 300% (レバレッジ3倍以内)とします(純資産総額を超えることがあります)。
 - (注 1) 合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。(コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされるものは、この計算から除きます。)
- ⑥この投資信託の実質的なポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的

に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。

- ⑦この投資信託の実質的な組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを 回避する目的で為替ヘッジを行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の 獲得を目的として為替予約取引、為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF (以下、「為替取引」といいます。)等を行うことがあります。
- ⑧この投資信託のマザーファンドを通じた為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑨この投資信託の信用取引による実質投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の 売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。
- ⑩投資環境によってこの投資信託は、マザーファンドを通じてコマーシャル·ペーパー等の短期 有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。
- ①この投資信託は、マザーファンドを通じて信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に 記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券(マザーファンド受益 証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売 却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)なものを除き、投資 法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券および外国投資信託の受益証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。
- ⑥コモディティ(商品)の現物投資は行いません。
- ⑦同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

収益分配方針

- 年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子·配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ②分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を 勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
 - ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託 スマート・コントロール・オープン(成長コース)

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項で定める証券投資信託であり、TORANOTEC投 信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行 を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信 託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の 委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関 の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定に よる信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託 者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条におい て同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委 託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として、受益者のため に利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま す。

【信託金の限度額】

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更 することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年3 月15日までとします。ただし、第51条第1項および第2 項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定に より、この期間の満了前に信託が終了する場合がありま

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益 者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に 応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権について は、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替 に関する法律(以下「社振法」といいます。)の定める

ところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割 できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第31条に規定する為替予約の時価評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすること により差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については 信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権 については追加信託のつど、振替機関の定める方法によ り、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通 知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第13条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。) および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。) をいいます。以下同じ。) は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める積立投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が委託者 の別に定める日にあたる場合には、原則として受益権の 取得申込みに応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が、それぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者は別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿へ の記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類 は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも のをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券 (金融商品取引法第2条第1項および同第2 項に定めるものをいいます。)
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条第26条および第32条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

- 二. 約束手形 (イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- ホ. 商品投資取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち同号イに定める取引(以下「商品投資取引」といいます。)に係る権利であり、かつ商品市場(商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品市場)をいいます。)が開設する市場(商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場)をいいます。以下同じ。)または外国商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。)において行う取引に係る権利に限ります。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第17条 委託者は、信託金を、主としてTORANOTEC投信投 資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受 託者として締結された親投資信託であるスマート・コン トロール・オープン(仮称)・マザーファンド(以下「マ ザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザ ーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人が発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社 債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法 第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資 引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項 第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株 予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商 品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま す。)
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条 第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を 有するもの
- 23. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2 条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 24. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の有 価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書 (第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを含みます。)を以下「株式」といい、

第2号から第6号までの証券(第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を含みます。)を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有する もの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上 必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1 号から第6号までに掲げる金融商品により運用するこ との指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがな いものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人 に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、 委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者と の間において信託財産のためにする取引その他の行為 であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う ものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係 人をいいます。以下本項、次項および第33条において 同じ。)、第33条第1項に定める信託業務の委託先および その利害関係人または受託者における他の信託財産と の間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22 条から29条、第31条から第32条および第36条から第38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うこと ができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に

基づいて信託事務の処理として行うことができる取引 その他の行為について、受託者または受託者の利害関係 人の計算で行うことができるものとします。なお、受託 者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も 同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から29条、第31条から第32条および第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対し て信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は 行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時 価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額 のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取 得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超え ることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信 託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、 マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該 株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【商品投資取引に係る権利の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、 商品投資取引に係る権利(商品市場が開設する市場また は外国商品市場において行う取引に係る権利に限りま す。)に投資を行うことの指図をすることができます。

【信用取引の指図範囲】

- 第23条 委託者は、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済に ついては、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの 指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付 に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみな した額との合計額が取得時において信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額

にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。

④ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の 委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

【先物取引等の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変 動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引 契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額

で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、 担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第26条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人 投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えない ものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価 合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を 超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の 額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投 資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投 資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたと きは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売付けることの指図をすることができます。なお、 当該売付けの決済については、公社債(信託財産によ り借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻 しにより行うことの指図をすることができるものとし ます。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに 係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超え ることとなった場合には、委託者は速やかにその超え る額に相当する売付けの一部を決済するための指図を するものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要 と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしま す。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、および為替変動リスクを回避するため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができま す。
- ② 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、取得時において信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲】

- 第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図を することができます。なお、直物為替先渡取引の利用 はヘッジ目的に限定しません。
- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が 市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するも のとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

- 第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産 その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制 が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、 当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその 他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る 業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第35条 信託の登記または登録をすることができる信託 財産については、信託の登記または登録をすることとし ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記また は登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産 (金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益 証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財 産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の 安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた 資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指 図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有す る有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益 者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有 価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である 場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売 却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度としま す。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における 信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とし ます。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から 収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、 資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第40条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第41条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から 9月15 日まで、および9月16日から翌年3月15日までとすること を原則とします。ただし、第1計算期間は、平成26年5 月13日から平成26年9月16日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間 終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が 休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最 初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始され るものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査費用】

- 第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、受益権の管理事務に関する費用(委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。)、その他費用(信託約款、有価証券届出書、目論見書、販売用資料および運用報告書の作成、交付に係る費用等を含みます。)、当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託者は、前項に定める諸経費の支払いを信託財産の 為に自ら行い、その支払った金額の支弁を信託財産から 受けることができます。この場合委託者は、現に信託財 産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじ め受領する金額に上限を付することができます。
- また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の金額に係らず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において、諸経費の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸経費の固定率または固定金額を定める場合、係る諸経費の金額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。係る諸経費は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

- 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産 総額に年10,000分の196の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき に信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者と の間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬 支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は第1項の信託報酬の他に、成功報酬を信託財産より委託者に支弁します。成功報酬は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、前営業日の10,000口当りの基準価額(収益分配金および成功報酬控除前。当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。)からハイ・ウォーター・マークを控除した差額が正数の場合、当該差額に100分の10の率を乗じて得た額に、当該計算日の受益権総口数を10,000で除したものを乗じて得た額(以下、「成功報酬額」といいます。)から前営業日の成功報酬額(前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の成功報酬額を控除した額とします。)を控除した額を計上します。
- ⑤ 前項に定めるハイ・ウォーター・マークは、下記に定めるところによります。
 - 1. 第1計算期間 10.000 円 (10.000口当り)
 - 2. 第2計算期間以降 当該計算期間または信託終了の日より前の各計算期間の末日の基準価額(全ての収

益分配金および成功報酬控除前)(10,000口当り)のうち最も高い価額となった計算期間を特定し、その計算期間の末日の基準価額(収益分配金および成功報酬控除後)(10,000 口当り)とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円(10,000口当り)を下回るとき、および信託終了の日が第1計算期間の末日の前であるときは、10,000円とします。

- ⑥ 成功報酬額は、計算期間末日および信託終了の日において、信託財産中から支弁されます。
- ⑦ 第4項の成功報酬額に係る消費税等に相当する金額を 、成功報酬額支弁のときに信託財産中から支弁します 。なお、成功報酬額は、委託者および販売会社が収受 します。

【収益の分配方式】

- 第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、 次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売 買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および 当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控 除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買 益をもって補てんした後、受益者に分配すること ができます。なお、次期以降の分配にあてるため、 分配準備積立金として積み立てることができま す。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、 次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の 委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている 受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に おいて一部解約が行われた受益権に係る受益者を除き ます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以 前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販 売会社の名義で記載または記録されている受益権につ いては原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて 収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が 委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、 原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配 金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、 受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益 権の売付を行います。当該再投資に係る売付により増 加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替 口座簿に記載または記録されます。
- ③ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受付け た日から起算して、原則として7営業日目から当該受益 者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) は、信

託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託 終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または 記録されている受益者(信託終了日以前において一部解 約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当 該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金 支払前のため販売会社の名義で記載または記録されて いる受益権については原則として取得申込者としま す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が 開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託 の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規 定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、 償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所 等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益 権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託 のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調 整されるものとします。また、前項に規定する「各受益 者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各 受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつ ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整さ れるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計 算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46 条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金につ いては第46条第3項に規定する支払日までに、その全額 を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しない とき、ならびに信託終了による償還金については第46 条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを 請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を 受けた金銭は、委託者に帰属することとなります。

【受益権の買取り】

- 第 49 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 ロ 単位をもってその受益権を買取ります。ただし、販売会 社は、委託者の別に定める日にあたる場合には、当該受 益権の買取請求を受け付けません。
- ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金、ならびに当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、第1項の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、 外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が第1項に規定する買取請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受付けることが出来る日とします。)に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

【信託契約の一部解約】

- 第50条 受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。 以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権に つき、委託者に、最低単位を1口単位として販売会社が 定める単位(別に定める契約に係る受益権または販売会 社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部 解約の実行を請求することができます。
- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、 販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の 翌営業日の基準価額から当該基準価額 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除 した価額とします。
- ⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日が委託者の別に定める日にあたる場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には 制限を設ける場合があります。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、特定の新興国市場の流動性が著しく低下したこと等により、投資対象の相当部分の流動性が著しく低下した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が第5項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この

計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします

【信託契約の解約】

- 第51条 委託者は、第5条本文に定めた信託期間満了前において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部解約等により、信託財産の 純資産総額が10億円を下回ることとなる場合には、受託 者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ せることができます。この場合において、委託者は、あ らかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を 変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいま す。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、 解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に 関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継 ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第2項の 書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会 社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる 受益者の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行い ます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の 書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る 一または複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を 行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第50条の規定による一部解 約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約 をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な 価格が当該受益者に一部解約金として支払われること となる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に 規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な 信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投 資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者に よる受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第58条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が 受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のう え、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、 次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第60条 委託者が受益者に対してする公告は電子公告の 方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.toranotecasset.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報 告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報 告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第62条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または 記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部 解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支 払い等については、この約款によるほか、民法その他の 法令等にしたがって取り扱われます。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき は、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値

- を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の 授受を約する取引をいいます。
- ② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間に おいて、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る 為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替 取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に 立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいま す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物 外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替 取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。 以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに 係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ 取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ 元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指 標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた 額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決 済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ 幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額 を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額につ いて決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を 決済日における直物外国為替取引で反対売買したとき の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算し た額を決済日における指標利率の数値で決済日におけ る現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引 をいいます。
- ③ 第32条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 5 月 13 日

東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号 委託者 ばんせい投信投資顧問株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

付表(本付表は約款の一部を構成するものではありませんが、便宜上約款に添付しております。)

- 1. 約款第13条第1項に定める「別に定める積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 2. 約款第 13 条第 3 項および第 49 条第 1 項ならびに第 50 条第 5 項に規定する「委託者の別に定める日」とは次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 香港証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行休業日 香港の銀行休業日 今後、投資対象の拡大に応じて、委託者が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、休業日を追加または変更することができます。

親投資信託 スマート・コントロール・オープン・マザーファンド 約 款

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主として世界各国の株式、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、指標連動証券(以下「ETN」といいます。)、不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、積極的に信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

また、投資環境に応じて、通貨、金利、コモディティ(商品)等、様々な資産にも投資を行うことがあります。

運用方法

(1) 投資対象

主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、積極的に信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。具体的な投資対象は、主として世界各国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下同じ。)、ETF、ETN、REIT、債券および世界各国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引等の有価証券関連デリバティブ取引です。

また、投資環境に応じて、投資信託証券および外国投資信託の受益証券(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)および為替、金利等の金融先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引、直物為替先渡取引(以下「NDF」といいます。)、国内外の代表的な商品取引所に上場されている商品投資取引に係る権利 (注1) 等(以下「有価証券関連デリバティブ取引」と合わせて「デリバティブ取引」といいます。)にも投資を行うことがあります。

(注1) 商品投資取引に係る権利とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち、同号イに定める取引に係る権利をいいます。

(2) 投資態度

- ①主として世界各国の株式、ETF、ETN、REIT、債券および株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等に投資を行い、積極的に信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
- ②資産配分、組入れ銘柄の選定、組入比率の決定にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の調査 等を総合的に勘案し決定します。
- ③株式の買いと別銘柄の売りを組み合わせて、ロング・ショート取引やマーケットニュートラル取引により差益を狙うことがあります。また、先物・オプション等のデリバティブ取引と株式、債券等を合計した合計投資割合 (注1) は、原則として、ポジション設定時点において買いと売りを合わせて最大で信託財産の純資産総額の 300%まで(レバレッジ 3 倍以内)とします(純資産総額を超えることがあります)。
 - (注1)合計投資割合は、買いの合計時価総額と売りの合計時価総額の合計値により算定します。 (コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期国債等の無リスク資産とみなされる ものは、この計算から除きます。)
- ④ポートフォリオの投資配分は、流動性、分散、取引コスト等を総合的に勘案し決定します。なお、原則として分散投資を行いますが、市場動向等を勘案し、少数の銘柄等に集中投資することがあります。また、「国内株式」、「国内債券」、「外国株式」、「外国債券」、「通貨」、「コモディティ」といった投資対象資産の種類(以下「アセットクラス」といいます。)についても、市場動向等を勘案して配分を決定し、必ずしもアセットクラスが分散するとは限りません。
- ⑤組入外貨建資産については、委託会社の判断により為替変動リスクを回避する目的で為替ヘッジ を行う場合があります。また、為替市場の見通しにより為替差益の獲得を目的として為替予約取

引または為替先物取引、為替オプション取引、為替スワップ取引、NDF(以下、「為替取引」といいます。)を行うことがあります。

- ⑥為替予約取引のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は、ポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。また、為替取引(為替予約取引を除きます。)については、買建てた合計額と売建てた合計額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑦信用取引による投資比率は、株券の売付けによる建玉と借株による株式の売付けの合計額がポジション設定時点において信託財産の純資産総額の範囲以内とします。
- ⑧投資環境によっては、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期国債等のみで運用することがあります。
- ⑨信託財産の純資産総額の5%を限度として、上記に記載したような運用を行う投資信託証券および外国投資信託の受益証券(取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)なものを除き、投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)等に投資を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券および外国投資信託の受益証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に かかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業 者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場 合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証 書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とし た運用を行うことをしないものとします。
- ⑥コモディティ(商品)の現物投資は行いません。
- ⑦同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

親投資信託 スマート・コントロール・オープン・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、TORANOTEC投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の 委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関 の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定に よる信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託 者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条におい て同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委 託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために 利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受け を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1 項および第2項、第47条第1項、第48条第1項、第50条第2 項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券(第11条第4項の受益証券 不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 7条、第44条、第46条第2項および第52条において同じ。) の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法 律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募によ り行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託 の受益証券を投資対象とするTORANOTEC投信投資顧問株 式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む 銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100 億口を上限として追加信託によって生じた受益権につ いては、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、 それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の計算方法】

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(信託財産に規定する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却額額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数でに記録とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 第 28 条に規定する為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値に よるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすること により差異を生ずることはありません。

【受益権の発行および種類ならびに受益証券不所持の申 出】

- 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権 を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、 当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を 希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の 内容を明らかにしてしなければなりません。この場合に おいて、当該受益権にかかる受益証券が発行されている ときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出し なければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、 前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を 受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたと きは、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行しま せん。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発

行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類 は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも のをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券 (金融商品取引法第2条第1項および同第2 項に定めるものをいいます。)
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条第23条および第29条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

- 二. 約束手形(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- ホ. 商品投資取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもののうち同号イに定める取引(以下「商品投資取引」といいます。)に係る権利であり、かつ商品市場(商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所)をいいます。)が開設する市場(商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場)をいいます。以下同じ。)または外国商品市場(商品先物取引法第2条第12項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。)において行う取引に係る権利に限ります。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人が発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社 債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法 第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資 引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項 第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株 予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、

- 前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条 第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を 有するもの
- 23. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2 条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 24. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の有 価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書(第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを含みます。)を以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券(第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を含みます。)を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号 に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有する もの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必 要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第6号までに掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(金融商品

取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。)金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為である、受託者が当該第三者の代理人となって行うものをあます。)および受託者の利害関係人(金融機関のするに業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用するに業務の兼営等に関する法律第2条第1項にで準用するに記業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいま30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条から26条、第28条から第29条および、第33条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条から26条、第28条から第29条および、第33条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対し て信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は 行いません。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式の範囲】

第17条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時

価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【商品投資取引に係る権利の運用指図】

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するた め、商品投資取引に係る権利(商品市場が開設する市 場または外国商品市場において行う取引に係る権利に 限ります。)に投資を行うことの指図をすることができ ます。

【信用取引の指図範囲】

- 第20条 委託者は、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済 については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時 価総額が取得時において信託財産の純資産総額の範囲 内とします。
- ③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の 委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

【先物取引等の運用指図】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプトリーの取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替 変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」と いいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクもしくは為替変 動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引 契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、 担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人 投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えない ものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価 合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を 超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の 額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投 資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投 資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売付けることの指図をすることができます。なお、 当該売付けの決済については、公社債(信託財産により 借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとしま す。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに 係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超え ることとなった場合には、委託者は速やかにその超える 額に相当する売付けの一部を決済するための指図をす るものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当 該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と 認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、および為替変動リスクを回避するため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができま す。
- ② 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、取得時において信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲】

- 第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をす ることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘ ッジ目的に限定しません。
- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が 市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するも のとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務

- を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産 その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制 が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、 当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利 用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその 他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る 業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託 財産については、信託の登記または登録をすることとし ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記また は登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産 (金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の 指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第37条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から翌年3 月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計 算期間は、平成26年5月13日から平成27年3月15日までと します。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間 終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が 休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最 初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始され るものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に 対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこと とします
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

第40条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第41条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託 財産中に留保し、分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第42条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本 に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信 託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免 責】

- 第43条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託 終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で 除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交 付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第44条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、 受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払いま す。

【信託契約の一部解約】

- 第45条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この 信託契約の一部を解約します。
- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

- 第46条 委託者は、第5条本文に定めた信託期間満了前において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、 解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に 関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継 ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書 面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社 と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの 信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当 該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下

本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる 受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の 書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る 一または複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を 行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解 約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約 をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な 価格が当該受益者に一部解約金として支払われること となる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に 規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な 信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投 資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者に よる受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は電子公告の 方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.toranotecasset.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値

を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の 授受を約する取引をいいます。

- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間に おいて、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る 為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替 取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に 立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいま す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物 外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替 取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。 以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに 係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ 取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ 元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指 標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた 額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決 済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ 幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額 を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額につ いて決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を 決済日における直物外国為替取引で反対売買したとき の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算し た額を決済日における指標利率の数値で決済日におけ る現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引 をいいます。
- ③ 第 29 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 5 月 13 日

東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号 委託者 ばんせい投信投資顧問株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

受託者 株式会社りそな銀行